

令和2年第5回ニセコ町議会定例会 第2号

令和2年6月18日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 陳情第 1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情書
(産業建設常任委員会報告)
- 5 陳情第 2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書提出を求める陳情書
(産業建設常任委員会報告)
- 6 発議第 4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案
(産業建設常任委員会報告)
- 7 発議第 5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案
(総務常任委員会報告)
- 8 発議第 6号 気候非常事態宣言に関する決議案
(総務常任委員会報告)
- 9 議案第 13号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 10 議案第 14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
- 11 議案第 15号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 12 議案第 16号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 13 議案第 17号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 14 議案第 18号 ニセコ町後期高齢者医療に関する条例一部を改正する条例
- 15 議案第 19号 ニセコ町環境審議会設置条例の一部を改正する条例
- 16 議案第 20号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算
- 17 議案第 21号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 18 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
- 19 閉会中の継続審査の申し出について
(産業建設常任委員会)
- 20 意見案第 2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書
(提出者／木下裕三議員ほか4人)

○出席議員（10名）

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	片山健也
副町長	林知己
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	阿部信幸
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	山本契太子
企画環境課参事	柏木邦子
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	中村正人
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	福村一広
商工観光課参事	高橋葉子
建設課長	高瀬達矢
建設課参事	黒瀧敏雄
上下水道課長	石山康行
総務係長	馬淵淳
財政係長	島崎貴義
教育長	菊地博
学校教育課長	前原功治
町民学習課長	佐藤寛樹
学校給食センター長	富永匡
幼児センター長	酒井葉子
農業委員会事務局長	山口丈夫

○出席事務局職員

事	務	局	長	佐	竹	祐	子
書			記	中	野	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番、榊原龍弥君、5番、斉藤うめ子君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
斉藤うめ子君。
○5番（斉藤うめ子君） おはようございます。5番、斉藤うめ子です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。
まず、敬老会の開催について町長に伺います。今年度の敬老会は、コロナ感染症対策の観点から中止する方向であると行政報告でありました。コロナ感染症を機に新しい暮らし方が求められている今、事態がどのように終息するか見据えながら次年度以降の敬老会の開催について、今後見直しなどを行われる考えはあるのか、町長の所見を伺います。
○議長（猪狩一郎君） 片山町長。
○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの斉藤議員のご質問にお答え申し上げます。ニセコ町では、長年にわたり地域社会の発展に貢献してこられました皆様の長寿をお祝いするとともに、敬老意識の高揚を図ることを目的に現在は75歳以上の皆様をご招待し、敬老祝賀会を毎年9月に開催させていただいているところでございます。また、祝賀会を欠席された皆様に平成30年度からは町長のメッセージカードをお送りしているほか、今年度は500円相当のお気持ちのお祝品をお送りすることで予算計上させていただいているところでございます。

今年の敬老祝賀会につきましては、新型コロナウイルス感染予防のため中止させていただくこととしておりますが、その対応として町内産の記念となるような品物をお送りするようなことを検討しているところでございます。また、来年度以降につきましては、祝賀会を楽しみにしておられる方のためにも充実した内容への検討や欠席者の方への配慮、また長寿祝金の支給額などの見直し等の検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤君。

○5番（斉藤うめ子君） 今ニセコ町議会議員10名のうち半数の5名の議員の皆さんは65歳以上で高齢者です。そして、その5名のうち4名は70歳以上です。まさしく高齢者の真っただ中におります。決して人ごとではなく、議員私たち自身の問題でもあります。

法律の中に老人福祉法というのを御存じかと思いますが、その5条、老人の日及び老人週間にこう書かれています。国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設けるとあります。そして、老人の日は9月15日とし、老人週間は同日から9月21日までととしています。そして、さらに国は老人の日において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は老人週間において老人の団体、その他のものによってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならないと書いてあります。

そこで、以下の7点について伺います。1つ目、この法律の中にある国民を町民と置き換えますと、敬老会の目的は町民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとありますが、町民の間に老人の福祉についての関心と理解を深めているのでしょうか。

それから、2点目、老人会の出席率約30%前後、欠席率、ハイツを除いて70%、約450人近くが欠席しています。これについて、これがせめて出席率が70%であるならば、敬老会の開催の意味も大きいかと思いますが、町長はどう思われますでしょうか。

3点目、なぜヒルトンホテルで、ニセコ町民センターではいけないのでしょうか。

4点目、出席者と欠席者との対応の差についてです。出席者は、ヒルトンホテルの食事代だけでも5,836円、これは2016年のデータです。総費用にしますと平均1人1万円近くかかることとなります。欠席者70%、450人余りに対して長年の間一切何もなかったのですが、2017年、3年前から、27年の3年前から欠席された方への敬老のお祝いカードが送られるようになりましたが、そのカードへの反響をどのように受け取っておられるのか伺います。

次、5番目、長寿祝金と敬老会開催費用500万円余り、その経費についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

6 点目、2016年、これ平成28年ですが、11月の10日からニセコ町敬老会欠席者アンケートを保健福祉課が実施していますが、その結果をどのように受け止め、生かしてこられたのか伺います。

そのアンケートですが、敬老会欠席者への設問は2つあります。1つ目は敬老会に参加できなかった理由、これは体の具合が悪い、通院、用事などで日程が合わなかった、ホテルの玄関から会場まで行くのが大変、外出、大勢の中での苦手などに集約されているようです。

2つ目は、敬老会への意見、要望などですが、その意見の中に、ホテルなので服装が困る、敬老会の経費がもったいない、それで経費の節約に協力したいので出席しない、思いやりの心がない、和食がよい、これは改善されてきたようです。ホテルの開催なので、ホテル開催ではなく各地域ごとに開催できないか、町民センターを利用してはどうか、参加できない人におまんじゅうを配る、参加費を集めてはどうか、敬老会が町の一方的で面白くない、敬老会は必要ないと思う、長寿を祝うのであれば、喜寿、米寿など限定してもよいと思う、行きたくても行けない人がたくさんいる、行ける人だけが行く、都合の悪い人は仕方がないでよいのでしょうか、ニセコ町は元気な人以外は関係ないのでしょうかという意見などが大体集約されています。

7 番目、この後2016年、平成28年11月24日に、4年前にはなりますけれども、午後から町民センターの研修室で2017年以降の敬老会について赤十字奉仕団12名、女性会から2人、事務局から3人で意見交換会を開催しています。その意見の中で、和食が食べやすいのではないかと、これは先ほど申し上げたように少しずつ改善されているようですけれども、欠席者への対応、お祝いの品を配布してはどうか、経費を増やさず全体を見直して、経費を削減した部分で対応できないか、送迎が大変、飲酒するので危ない人もいる、これは私も何人かお見かけしました。敬老会をお手伝いするボランティアの高齢化でお手伝いの確保が大変になってきた、ボランティアでお世話されてきた方が今度は敬老会に招かれる側になってきたので、ボランティアが少なくなってきています。ヒルトンでなければいけないのか、代理参加はいけないのか、服装に困るという声がある。会費を取ってもよいのではないかと、長寿祝金が高過ぎる、敬老会に参加できるよう家族のフォローもしてもらいたいなどの意見が出ています。このことについて、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず、敬老会の目的につきましては、先ほど申しましたとおりこれまでご活躍された皆さんへのご慰労と感謝の気持ちと町の中に敬老の日を行う、敬老会を行うことによってご高齢の皆様を大切に作る風土を高めるといような趣旨で行っているところでございます。

出席者が7割程度が全体からいくと欠席しているのではないかとということではありますが、それについてはできるだけ多くの皆さんが出席できるよう配慮してまいりたいと思っております。

それから、これにつきましては集まることによってお互いのコミュニティの醸成であるとか、元気が出るとか、そういうプラスの評価もいっぱいあるわけでありまして、コミュニティとしても大変重要なものというように考えているところであります。かつては総合体育館でやらせていただきましたが、諸般の事情で入れるところということでヒルトンしかないということで当時はヒルトンさんをお願いをして、現在まで継続しているということでもあります。

4 番目のカードへの反響ということではありますが、これはそういう配慮していただいてありがた

いですよというお礼の手紙を頂いたりしております一方、老人扱いしないでほしいというのも1件私のところにお手紙としては頂いたところであります。こういったメッセージカードといいますが、町として皆さんがご高齢であることについてお祝いをするというカードというものは必要ではないかというふうに考えておまして、引き続き進めていきたいなというふうに思います。

6番目のご質問の経費につきましては、できるだけ経費を圧縮するというのは、これは当然時代の流れでありますと思いますので、その辺は今後とも留意をしながら経費節減に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、7番目の欠席者へのアンケートについてどう思うかということですが、今のどちらかというマイナスの意見について随分述べられましたけれども、プラスの評価も私のところには随分いただいておりますので、当日お手伝いいただいて分かるとおり、よかったよ、久しぶりにあの人と会えたという、それが1年の一番の楽しみなのだとおっしゃっている方もおられますので、やっぱりそういった方々への配慮というのは必要ではないかというふうに思っております。ボランティアが大変であるとか、そういった声も聞いております。こういったものを少しでも続けていくことが老人福祉の向上の一つになればなというのが私の思っている心境であります。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤君。

○5番（齊藤うめ子君） アンケートの結果について、一部町長からご意見いただきましたけれども、私が最初に申し上げた、私は一番大事な問題というのは広く町民の間に老人の福祉について関心と理解を深めるということが非常に大事だと思います。そして、欠席者の割合について、出席できるように配慮するとありますけれども、これいろんな、高齢者ですから体の調子が悪いとか病気だったとかということはあることは事実だと思いますけれども、それにしてもこの割合多過ぎるのではないかと思っています。30%の一部の方に対して偏っていないかということを感じています。

それで、現在平均寿命です。2018年の平均寿命のデータからいきますと、女性は87.32歳、今20年ですから、もうちょっと延びたかもしれません。それから、男性は81.25歳、いずれにしても男女とも平均寿命は80歳を超えているわけです。その中で77歳というのは、長寿祝いに相当するのかな、皆さん超えていることになりまますから、相当するのかなという問題があります。

それから、先ほども申し上げた中で、これみんなでやっぱりお祝いするということが大切なのではないかな。高齢者一部だけを招待してお祝いするとかというのではなくて、町民全体としてのお祝い祝賀ムードというのでしょうか、これが私はこの法律の中でそういうことを今申し上げていないところはあるのですけれども、それが大切なのではないかなという老人のことに対する関心です。それを老人以外の方、まだ若い方、老若男女全てを含めて、理解を含めてそしてお祝いするということが大切ではないかと思っています。

そして、もう一点、今年は新型コロナウイルス感染症予防のため敬老会見合わせるということも検討されているようですけれども、高齢者の方も外出を控えて、体調を崩されて、非常に弱い立場ですので、敬老会が中止になるということであれば、今年に限ってもよいと思うのですが、75歳以上の高齢者全員に平等に商品券5,000円分をお配りしてはいかかかと私は思っておりますけれども、そう

いう声も町民の高齢者の中からありました。この点について、再度町長に伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 1番目のご質問の町民全体として応援するのが大切だと、まさにそのとおりでありまして、そういった面で具体的にこういうことが必要だということがあれば、ご提示いただければ我々も真剣に検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、新型コロナウイルスの関係で今回中止することに関して一つのご提案がありました、幾らかのお金を、お金というのは失礼ですけれども、そういった金品を、お金に関するものを全員に今回中止だから配るといようなことは考えておりません、先ほど申しましたとおりニセコ町にいわれのあるもので何かお祝いになるもの、それを全員にお配りするということで今検討をさせていただいているということですので、来年につきましてはまた今のご意見も踏まえながら検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（斉藤うめ子君） いいですか。

○議長（猪狩一郎君） 問答の漏れたのがあるのですか。

○5番（斉藤うめ子君） はい。漏れたというか、もう一点だけ提案として町長どう考えるのか、すみません。

先ほど、今質問した中でなぜヒルトンホテルなのかということをおっしゃったと思うのですが、それは一堂介する場所としてヒルトンホテルが広いということで、そこしかないということで決めたというふうにあるのですけれども、ニセコ町に町民センターがありますから、確かに収容人数は100名程度かもしれませんが、それをもっと活用して、身近なものにして、その時間に限られて一斉に皆さん集まらなくてもいろんなやり方があると思うのです。それは、また別な場で提案させていただきたいと思います。ですから、町長、ぜひいろいろと検討していただきたいというふうに思います。そういうことで、よろしく願います。

○議長（猪狩一郎君） 回答は。

○5番（斉藤うめ子君） すみません、ごめんなさい、質問という言い方をしていなかったのですが、そういうやり方もありますけれども、今までは町長の回答、答弁としては場所がこれしかないということだったのですけれども、そういうことに対してもう少し積極的に町民センターを活用して、町民ともっと普通の人たち、高齢者以外の人たちとの交流ということをおっしゃるのはいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでニセコ町内では、各地区においては地区で敬老お祝いをやって、現在もずっとやられている地区もございます。その中で町全体で一堂に集まって、ふだん会えない、ニセコ町内も197平方キロで分散しているので、そういう人たちが会うことによって、元気だったね、お互い長生きしようねと集まるコミュニティというのは大事だということで、全町型の敬老会というのは続けているわけでありまして、そういうものを個別、例えば分散してばらばらにやるのがそもそも町全体の敬老会とは全く異質なものになるわけでありまして、それだと例えば寿大

学とか、いろんな場でいろんなことをやっているのと同じになってしまわないかなという気がします。

具体的にそういった町全体の敬老会のその価値とか趣旨とか、みんなが集まることが楽しみだというもの以外でそれを継続するようなものがあれば、具体的に検討はさせていただきたいと思えますので、より具体的なお提案といただけますか、ご示唆を賜ればありがたいなと思えますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） おはようございます。7番、小松です。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、ニセコ駅前T字路の安全確保についてご質問いたします。ニセコ駅前には道道ニセコ停車場線、町道曾我停車場線、そして軌道線から延びてくる町道駅前西3号線のT字路となっております。止まれの標識は、道道と町道曾我停車場線に設置されています。ニセコに住んでいる皆さんは、止まれの標識を重々理解しており、一時停止してから右左折あるいは直進しています。しかしながら、町外から来町される皆さんは、駅舎や人あるいはほかの建造物が視界に入り、止まれの標識に気づかずそのまま進んでくる車両があります。道道側の止まれの標識は、木々の葉で隠れて見えづらい状況であり、運転者が必ず一時停止する分かりやすい標識の設置が重要であります。

また、町道駅前西3号線側には止まれの標識が設置されていないことから、優先道路のように停止せず、直進、右折する車が見受けられます。町民の方でもこのT字路に差しかかった際にどうも不具合で危険を感じた皆さんが多くいると思います。安全対策としてこれを解消するためにも、駅前西3号線に一時停止標識が必要です。ただし、駅側だけに車両の停車もあり、設置場所、設置方法にも一工夫しなければならぬ状況と推察されますが、公安委員会へ前向きに設置要望していただきたいと思えます。これについてお聞きします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

まず、ニセコ駅の正面に向かう道道側の一時停止の標識については、現在木々の葉に隠れて見えないだけではなく、車道から離れていて高い位置に標識があるため車から見えづらいという状況になっております。警察や綺羅乃湯とも協議をいたしまして、木の枝を切るなどの対策を講じるとともに、一時停止標識の設置位置の見やすい場所に移動するなど公安委員会のほうに要望してまいりたいと考えております。

次に、中央倉庫群から駅へ向かう町道駅前西3号線側に一時停止の看板が設置されていないという件ではありますが、小松議員ご指摘のとおり一時停止標識がないために町道曾我停車場線側から車での交差の優先関係が分かりづらいという状況になっております。町道駅前西3号線側に一時停止の標識や停止線など、警察とも協議をし、安全確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） ただいま止まれの標識を移動するというような話聞いて、ぜひ早めにやっていただきたいというふうに思っております。また、ニセコ駅前では通常JRやバスを利用される方は歩道と駅舎間を横断します。車両が必ず一時停止するなら安心ですが、横断歩道はありません。特に朝夕の通学時間帯には多くの学生等が行き来するので、歩行者の安全確保につなげるためにも曾我停車場線側にぜひ横断歩道の設置を要望していただきたいと思いますが、これについてお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

駅前の道路については、JRやバスの利用だけでなく、綺羅乃湯との行き来もあって多くの方が横断している状況であります。先ほどの一時停止の標識や一時停止の停止線の設置と併せて横断歩道についても警察と協議しながら公安委員会のほうに設置について要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 次、高木直良君。

○8番（高木直良君） 8番、高木です。通告に従って質問させていただきます。

1つ目、新型コロナ対策、暮らしや経済支援に関連してであります。ニセコ町においても新型コロナ感染防止活動による町民、事業者への生活、生業、事業活動への被害、不安に対する各種の対策、支援の施策が実施されております。このことについては評価し、懸命に取り組まれている全ての関係者に感謝を申し上げたいと思います。緊急事態宣言が解除されましたが、コロナ感染防止の戦いは長期間にわたるものと思われまます。そのことを踏まえて以下の質問いたします。

一部通告の文書の中に間違いがございましたので、おわびして訂正いたします。町健康福祉課と誤って書きましたけれども、保健福祉課に訂正していただきたいと思ひます。

1つ目として、支援の基礎にはコロナ渦に伴う勤労者世帯及び事業者、フリーランス等町民全般への影響の把握が必要で、とりわけ雇用労働者、フリーランスなどへの影響の実態把握が欠かせません。商工会は事業者へのアンケートを行いましたし、町は保健福祉課に相談窓口を設けております。それらから明らかになった相談で、税金や公共料金支払い免除、繰延べ、あるいは生活保護の新規申請などが想定されますが、その実態とそれらへの対応について伺います。また、現在示されている各種支援策への対象外となっている町民や事業者への追加的支援策の必要性についてどのようにお考えか伺います。

2点目、介護施設への感染防止用備品、マスクや防護服、消毒用アルコール液等は支給が進み感謝されています。その上で人材確保の面からも介護従事者の支援、例えば特殊勤務手当の支給ですとか、期末手当の改善等が望まれております。政府の今回の第2次補正予算の中には、感染者と直接対応していない場合でも医療、介護、障害の現場で働く方への慰労金5万円が含まれております。そこで、町としてこれに独自加算するなどは考えているでしょうか、伺います。

3 番目、各種の支援事業項目、内容や手続をできるだけ早く正確に町民に伝えることが重要だと思われま。この間、支給内容に関する情報提供の在り方、これらについて検証すべきこともあるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

4 番目、マイナンバーカードによる特別給付金のオンライン申請は全国で混乱を起こしました。既に多くの町民は税金や公共料金引き落とし、あるいは児童手当給付等で銀行口座を登録しております。その世帯というのは全体でどのぐらいの割合になっているか、全世帯の中でどのぐらいの割合を占めているかお聞きいたします。この口座を合意的に活用することでかなりの世帯への給付手続は簡素化できるのではないかと思いますけれども、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の税や公共料金の支払いについての相談ということで、これまで住民税 1 件、国保税 1 件、固定資産税 4 件、水道料金 2 件での相談がございます。この中で固定資産税の相談のうち 1 件は分割納付するというので整理をさせていただいております。そのほかも分納や繰延べなど、協議を継続しているところでもあります。また、これまで生活保護の新規申請というのはございません。今後も納税、納付等の相談には丁寧に対応していきたいと考えております。

また、各種支援策の対象外となっている町民の方や事業者の方への追加的支援策については、現在のところ決めているものはございませんが、今後事態の推移により支援の必要性が生じる場合は、柔軟に検討してまいりたいと考えております。

次に、2 点目の介護の関係であります。新型コロナウイルス感染症対策関係の第 2 次補正予算が先般国会で可決され、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により介護施設事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給が決定しております。詳細は今後厚生労働省から示されるというふうに思います。その対象者などの詳細を確認しながら、町としても支援の必要性があれば検討していきたいと考えています。なお、議員のご質問にありますように国の慰労金 5 万円に、さらに町独自で加算するという事は現在のところ考えておりません。

次に、3 点目であります。新型コロナウイルス感染対策への各種支援事業の周知や告知に関しては、「広報ニセコ」、新聞折り込みチラシ、ラジオニセコへの周知、郵便による通知、ホームページ及びツイッター、フェイスブックなど様々な媒体を活用し、それぞれに適した方法を活用するなどの選択をしながら行ってまいりました。「広報ニセコ」6 月号では、新型コロナウイルス緊急対策町民事業者応援特集として、コロナ関連対策に関してお知らせを行ってきております。また、情報提供の在り方につきまして特に検証を行う予定はございませんが、何かお気づきの点があれば、ぜひ参考とさせていただきたく、お聞かせいただければありがたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

大変失礼しました。4 番目のマイナンバーの関係であります。本町においてマイナンバーカー

ドによる特別定額給付金の申請は、6月16日現在42件でございます。今のところ特にこのマイナンバーカードによるところの混乱というのはございません。今回の特別定額給付金対象者5,015人、2,591世帯中6月16日現在で2,442世帯、約94%の世帯に対し交付決定を行っているところであります。この2,442世帯のうち役場に何らかの口座を登録している世帯につきましては、おおむね70%弱程度ということでございます。特別定額給付金申請において、役場に口座登録がされている場合、申請者本人が通帳のコピーなどをつける手間を省くということはできました。ただし、本町に限らず事務を進める際には必ず手作業で、言ってみれば人間の手で口座番号を確認するという口座を登録していることの確認作業という事務手続がありますので、これによって早まるということは実情としてはございません。

高木議員ご指摘のとおり、口座番号を一元化し、行政組織の手続を電子化する必要性というのは本当に重要だと重々感じておりますが、これは基礎自治体単位で行うものではなく、国単位で抜本的に進める必要があるのではないかというふうに考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ただいまの答弁で理解した部分もございますけれども、改めてそれに追加して幾つか質問をさせていただきます。

1つは、今回の支援内容のうちで、ニセコ町事業者経営維持未来支援給付金事業がございまして、これは対象者に15万円給付するというところでありますが、これには対象に関しての条件がございまして、「広報ニセコ」にもその内容が書かれておりますけれども、例えばアウトドア事業者であっても個人ガイド、フリーランスガイドは除くと書かれております。また、対象の事業者のうち公共的な団体は除くということも書かれております。

そこで、お尋ねいたしますけれども、例えばなぜこういった一つはフリーランス、個人ガイドが除かれるのか。

それから、公共的な団体を除くということでもありますけれども、例えば高齢者事業団などは公共的団体に含まれているのかどうかです。

それから、これは今言った未来支援給付金についてであります。この全体の支援をもう少し拡充していくと追加的支援策ということに例えば報道されておりますけれども、ある自治体においては4月28日現在でしたか、条件です。新生児であっても対象になるわけですが、それ以降、例えば来年4月までの出生児に対しても自治体独自に10万円の給付をするという決定をした自治体がございますが、そのようなことなどは検討対象になるでしょうか。

それから、勤労者に対する支援策は、現在のところ融資、貸付けの拡充ということで上げられておりますけれども、果たしてこれで十分でしょうか。貸付けの枠を広げるとかということでもありますけれども、私はそれだけでは不十分だと思います。もっと直接的な給付があってもいいのではない

かと考えますけれども、これについてどのようにお考えか質問いたします。

それから、情報提供の在り方について特別今検証する考えはないというお答えでしたけれども、例えば私が思うのはこの「広報ニセコ」、たしか特集号で列挙しております。しかし、この内容の並べ方、お知らせの仕方なのですけれども、これはあくまでも町が自分の行政の種類ごとに分けているということなのですけれども、例えばニセコフォトチャレ支援という事業がございますけれども、これはこの説明にありますように感染症終息後の来町のきっかけをつくることに資するためにこの魅力的な写真を発信すると、それを募集するというものであります。例えばこれが買物相談とか飲食店応援クーポンの次に並んで紹介されているのです。これは確か各事業側というか、町の行政側の並べ方になっているのですけれども、私が情報発信の仕方ですと工夫が必要だというのは、これを受ける側に分かりやすく、例えば買物に関連するものは買物に関連するものというのを全部整理して紹介するとか、それから終息後ということを位置づけているのであれば、終息後に期待する事業として整理して並べるとか、そういう工夫が必要なのではないかというふうに思います。

それと、先ほど町長がおっしゃられたようにいろんな媒体で発信していますということなのですが、やはりそれでもなかなか伝わらないというケースがあると思いますので、一層の努力といえますか、検証はどこかでしていただいて、これだけやったけれども、誤って伝わっているとか、正確に理解されていないとかということがあるのではないかと。私は身近なところでちょっと感じる場合がございますので、検証などをぜひしていただきたいと考えております。

それから、マイナンバーカードに関連してオンライン申請、これはニセコ町では混乱はなかったということでもありますけれども、多くの自治体では、かえって混乱をして仕事量も増えたということから、オンライン受け付けはしないということを発表した自治体もございました。総務省は、これらの事態から、今回の事態からマイナンバーカードと銀行口座をひもづけすると、義務づけしようかというところまで発表されておりますけれども、私は全くその必要はない。むしろ先ほどお答えがありましたように、7割の世帯は何らかの口座を町の中に記録されているということでもありますから、確かに一自治体だけがやるということにはならないかもしれませんが、既にある口座と、そういう情報と今回のような給付等を結びつけることによって、それが技術的に可能であれば、あるいは法的に問題がなければ率先して進めることによって、7割についてはもう世帯の正確な氏名、年齢、それは既に今回の申請書に印字されたように、同じように口座名番号も印字されると。もし2つあれば、2つ印字してどちらにしますかということだけで済むと思いますので、そういった活用が基礎自治体から提案してはどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） それでは、高木議員の質問に私の該当する部分でご説明したいと思います。

1つ目の未来支援給付金の関係の対象事業の関係ですけれども、まず高齢者事業団については公

共的団体かどうかという質問なのですが、逆に私たちが公共的団体というのはその列挙されている業種に該当するので、例えば観光協会が小売やっているだとか、直売会だとか、そういうところをちょっと支援を直接的にしているところを除いているということでございまして、高齢者事業団は業種が全然違うので、この事業に関しての高齢者事業団は公共的団体には入っていませんけれども、そもそも対象外ではないかというふうに認識しております。ただ、高齢者事業団には観光サイドでもいろんなお願い、委託している事業がございまして、その中での配慮はいろいろさせていただいているところではございます。

それから、フリーランスだとかが対象外になっているということなのです。それで、今回も給付金事業、フリーランスの方からの相談は確かにあります。ところが、よくよく話を聞くとフリーランスの方は住所がちょっと定まっていないとか、例えば夏はニセコで冬は本州とか、拠点は東京なのけれども、ニセコで仕事はしているというような実態がなかなかつかみにくい業種というか、方々でもありまして、そういう意味でちょっと給付金の対象とするにはなかなか難しい部分はあるかなという認識はしております。

それから、対象外になっている事業者さん、いろいろ給付金を受けている中で相談を受けている部分もありますので、ちょっとまた町長とも協議してその対象を広げるかどうかは今後検討していきたいと思いますが、まず6月30日、申請期限までにこの事業を終了させるということが今の目途としておりますので、それについては今の現状の中で取りあえず進めていきたいというふうに考えております。

それから、情報の出し方で検証は今現在する、全体的な検証は町長の答弁のとおりでございます。ただ、担当レベルでは日々この事業に即してどのように情報を出していくのか、また情報の出し方がどうだったかということは常日頃担当とも話ししてございまして、担当の中ではいろいろ検証はしているつもりでございまして、その事業に応じてどの出し方がよいかというのは、また次回そういうことがあれば、またそういうことで今回の経験を糧に情報の出し方については整理していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 企画環境でございますが、広報担当の部分でということでお話し申し上げさせていただくならば、その編集の目線というところのご指摘はもうまさにそのとおりでございまして、役場が情報を出したいものを出すのか、見ている町民の目線を大事にして編集をするのかというところは、まさにご指摘のとおりでございます。そこの部分については、今後ともご意見をいただきながらできる限り広報を少しでも精進して見やすいものにしていきたいというふうには考えます。そのような努力は続けてまいりたいと存じます。

それから、そこの部分だということですが、それから、マイナンバーの関係は取りあえず私のほう

からちょっとお話ししますが、今回国のほうからこういう10万円配るよということになって、これは自治事務として法律で決まったものですから配るよと言ったのは国ですけれども、実際に実施するのは町と、主体としてやるのは町というような法律にたてつけているということでございます。なので、10年に一度程度こういうものをやるとかというときに、それが実際に手間がなくすぐに振り込めるかということになると、幾らニセコ町の中に口座の登録があっても、それをどのように活用しながら、どのように振り込んでいくのかということは、その都度、その都度決まってくるので、それに関して今回については申請をいただいて、それをどうしてもやっぱり手作業で確認をして、手作業で口座も打ち込みのないものは打ち込んで、それをまた改めて確認してということなので、現状の形のままですとやはりどうしても時間がかかってしまうということは否めないということでございます。

それで、町長からも先ほどお話をさせていただいたように、この内容を諸外国のある一定のどこかの国か分かりませんが、言うように決まったらすつと入るという状況にするというふうになれば、やはりこれは市町村単位での取組ということではなくて、要するに国のほうが決めた制度を踏襲して町が実施するということでありますから、その都度、その都度どんなものが来るか分からないという形の中でいくと、こういうものについてはやはり大きく国がどのような基礎自治体単位でのオンラインの申請にするかという大きな流れと、それからそのマイナンバーがよいかどうか分かりませんが、マイナンバー等の口座のひもづけということがなければ、早くあつという間に振り込むということはやはり難しいのだろうなというふうには思っているところでございます。

ちょっとこれについて私が答えていいのかどうかあれなのですが、以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず、1点目の関係、福村課長のほうから回答させていただきましたが、1点目の私たちがこの制度をつくった基本的な考え方の一つの、よく立法事実とか制設計の場合の事実行をいいますが、全国的に水道料金を減免されているところが結構多いのです。水道会計は独立の原則ということを守って、今回も皆さん大変ご理解いただいて、水道料金は上げさせていただきました。これには基本的に手をつけない。したがって、固定資産税であるとか、水道料金とか、そういう固定費を使って大変なところを応援すると。フリーランスを含めていろんな持続化交付金国のほうからもありますので、それ以外の町として町の中で一生懸命頑張っておられて、水道を使ったり、事務所を設けて固定資産税払っておられる方について応援したいというのは、そもそのスタート時点の制度設計の根幹だというふうにご理解いただければありがたいというふうに思っています。

それから、2点目の4月以降の出生児です。生まれた方4月27日時点で10万円というのが出ておりますので、それは今各自治体がそれぞれ3か月だったり、年末だったり、あるいは年度末までい

ろんな形でその部分はやっぱり大変なのだから、応援しようという形で動いているところもあります。これは、我々もどうしようかということとずっと悩まながらいるところでもありますので、確かに4月27日、28日に生まれたから出ないというのはやっぱりいかななものかという気がしますので、それはそれとして、また状況を見ながら検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、4番目のマイナンバーのひもづけの関係であります。これはそのマイナンバーに限らず、例えば私たちが口座管理しているのは児童手当は児童手当としての口座を管理しています。あるいは銀行、例えば水道料金は水道料金、それから税務は税務、これは個人情報のだ真ん中のものでまさにありますので、その個人情報に該当するものを当該自治体がある程度強制力を持ってやらないと、管理というのは、口座番号って絶えず人によっては変わったり、あるいは出入りもあります。それを管理するというのは、法律行為としてあったほうがいいのではないかとこのように思っていますので、私は逆にマイナンバー制度を活用して銀行口座をひもづけしてもらい、そのことが自治体にとっても将来的には運用はしやすいのではないかとこのように考えているところでありますので、個人情報との関係が相当自治体においてやる場合についてはハードルが高いということとをちょっとご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今回の支援、町として特に考える場合に一番身近な自治体、行政組織ということで、今基本的には固定とか、それから水道料金というのが大きな要素だというお話ですが、基本にあるのはやはり町民全体の生活なり生業、そして事業、それに対して今未曾有の困難に陥っていると。そうした場合にやはり広く行き渡るような、そういう基本的な姿勢は必要だということに思っております。

第2次補正予算において、また地方創生交付金が第2次ということで下りてきます。そういったものの活用ということを考えて、やはり先ほどご説明ありましたけれども、できるだけすくい上げていくと。今回の支援から外れた方たちも含めているんな住所要件とか、ご説明分かりますけれども、広くできるだけ私は全然対象になっていないということがないような、そういう追加的な支援をぜひお願いしたいと思います。その上で、お考えを聞きたいと思います。

また、今言ったマイナンバーの関係でありますけれども、私は国として非常に膨大な資金を今回通常の一般会計予算にも国から100%下りてくるという資金がございますけれども、予算がございますけれども、私は総合的に見ればかなり膨大な無駄というふうに思わざるを得ません。むしろやはり基礎自治体で持っている情報として有効にこれを使う。確かに町長おっしゃるように個人情報の扱いですので、極めて慎重でなければいけないということもありますけれども、今回のような緊急を要することに技術的に可能であれば活用をするということもぜひ検討すべきではないかと思えます。以上、総括的にもしお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 最初の基本的にできるだけ多くの町民の皆さんを考慮して、そういった応援をすべきだという考えについてはそのとおりだと思っています。今回、私どもプレミアム商品券これまでやってきましたけれども、プレミアム商品券やりませんでした。それとは逆に、全町民に対して3,000円の商品券と2,000円の食事、宿泊券をお配りすることで考えております。それは、経済効果だけ考えれば確かにプレミアム商品券って効果は間違いなくあります。2割、3割ありますから。しかし、それはお金がある人がたくさん買います。5万円とか10万円とか買います。でも、お金のない年金生活であったり、あと質素に生活されている方にとっては5万円出して、その2割の権利を得られないということもあって、そういった視点からできるだけ多くの人に平等にと考えて今回は商品券の制度をつくったということで、基本的な考えは全く同一であるというふうにご理解賜ればありがたいというふうに思っております。

それから、今回2次補正が出るということで、臨時交付金に関して大いに期待はしております。しかし、期待はしていますが、議員おっしゃるとおりリーマンのように来るかというところと相当ちょっと不安を持っています。それは、実際の上減額これから示されますので、その額と一旦計画をつくって、それを国に上げて承認をするというような制度になっております。そうすると、国の眼鏡にかなうのか、かなわないかによって額が変わるかもしれないということでもありますので、それは国から来る内容を精査して、追加的なものの必要性も含めて検討させていただきたいというふうにご考えておりますので、よろしく申し上げます。

それと、先ほど答弁として漏れておりましたのが勤労者の支援十分かというのがありまして、現在勤労者につきましては労働金庫の融資枠と、それから社会福祉協議会の生活支援というこの2つがございまして、勤労者のほうは枠を少し増やすということにしておりますが、十分かと言われるば十分ではないというふうに思いますが、今できる範囲としては今考えられる精いっぱいのことかなというふうにご考えておりますので、具体的にこういう制度というような提案があれば、またご教示賜ればありがたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 次の項目であります。ニセコ町におけるリゾート開発、市街地開発に関する町の姿勢を伺います。

地元新聞では、最近シリーズでニセコエリアの急速な開発と地域経済や環境の悪化について特集記事を掲載しております。取り上げられている内容は、近年ニセコの町民も薄々感じ取っていたことで、従来の準都市計画や景観条例による規制のこれまでの役割を評価しつつも、現状に見合う一定の見直しが必要であるという思いが町民にも広がっております。

1点目、3月議会において新たな開発ルールづくりに向けた町と町民の議論、検討の場づくりを求める開発ルールの見直しに関する請願が出され、採択されました。また、直接町長に同じ内容の要望書も住民から届けられております。さらに、また有島地区での地元説明会、開発事業者による事務説明会がありましたが、この内容を踏まえた景観条例見直し要望書も出されていると思います。これらの町民からの要望をどう受け止めているか、まずお聞きしたいと思います。また、こうした要望を踏まえて今後の町として検討や具体化のプロセスというものを今の時点でどのように考えているかお尋ねしたいと思います。

2点目でありますが、市街地部分においても住宅不足が続く中、新たな集合住宅建設が続いて町が変貌してきております。集合住宅や商業施設等建築に際しては、延べ床面積が1,000平米未満であっても景観条例に準じた地元説明会は必要ではないかと思えます。ニセコらしい市街地における景観形成、除排雪空間の確保、良好なコミュニティーの形成、そして良好な生活環境保持の観点から今後はこうした地元説明会というものが必要と考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

新聞等でニセコエリアという記事が随分載っておりますが、よく読んでいただくとニセコ町以外の町のことを書いておられることが大部分でありまして、相当私は違和感を持ちながらいつも新聞を読ませていただいているところであります。

ご質問の1点目の景観条例の見直しについてということですが、昨年の6月及び9月定例議会において答弁しているとおり、都市計画法、自然公園法、農地法、森林法などの法律と本町が制定している景観条例や準都市計画などにより、本町においては適正な規制が行われているものと認識をしているところであります。本年3月に町民の方々などから開発規制見直しに関する要望書を2件いただいております。今後新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた中で、開催時期などを調整し、本町のリゾート開発の現状や課題などの意見交換を行ってまいりたいと考えておりまして、町民の皆さんがいろんな議論をされる、あるいは要望を出されるというのは大変ありがたいことだというふうに認識をしているところであります。

次に、2点目の市街地の建築規制でございますが、本町の喫緊の課題であります住宅不足の解消のため新しい公営住宅の整備を進めるとともに、民間集合住宅の建設促進を図っているところであり、現段階において規模の小さな事案まで住民説明会などを義務づけるという考えはありません。現在新型コロナウイルスの感染予防措置による経済活動の落ち込みが予想され、民間投資による開発事業についても大いに懸念をしているところでございます。開発の規制の変更や、新たな制度をつくるに当たっては今後の経済状況なども見極める必要があり、民法上の財産権も踏まえながら慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。改めまして、町民の皆様、ニセコ町の開発や景観に関して様々なご意見をいただいていることに深く感謝を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今町民からの要望に対しては、それに応えて意見交換会を行っていくという答弁でございますので、ぜひこれの具体化に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

私は、2番目に申し上げたことについて、実は最近私の住んでいる近くの事例がございます。これは確かに今もう建築中でありまして、建築中の内容としてはワンルームマンションです。予定が20世帯を予定しているというのが建築中であります。ところが、この同じ敷地の中で次年度と確定はしていないのですけれども、同じ規模で隣に同様に建築をするという予定になっておりまして、トータルしますと40所帯が入る新たな建物が、集合住宅ができて、その方たちの乗用車、自家用車です。車が駐車できるように用意するのですけれども、建物以外のほとんどが40台、42台止まれる駐車場になるのです。そういう計画です。両方できますと。

今建てている建物の一番近い隣接境界の距離は1メートルです。隣地境界から1メートルのところまで建物ができると、こういう予定になっております。これは、今ニセコ町の積雪の状態などからすると、極めて隣地にとって不安といえますか、確かに最低の建築基準法上の距離にはなっておりますけれども、不安が近隣から起きております。

また、予定どおり2棟完成した場合には、先ほども申し上げましたけれども、残りのスペースはほとんど駐車場です。ここに冬季に例えば一晩50センチ降ったというときに除雪が、これはもちろん管理者がやるわけですが、それが本当にスムーズに除雪作業ができるのだろうかという危惧も周りから起きております。このような建物について、先ほど1,000平米未満であるから、それを見直すつもりはないと。あるいは、市街地においても経済的な意味で投資が進むということについていいことだという評価のお答えだと思うのですけれども、私は確かにいろいろ新たな建物需要に応えるという点で民間のそういう集合住宅ができていくこと自体は確かに需要を満たすという点で必要なかもしれませんが、同時に今のこの市街地部分については準都市計画の網はかかっていませんから、ですから何らかの規制というのは景観条例しかないわけです。そこに今申し上げたような完成後は40所帯、所帯というか40人です、ワンルームですから。そういう方がコミュニティーに新たに加わるということによる影響、あるいはその建物が先ほど言ったようにぎりぎり隣地との距離は1メートルしか取っていないというようなまちづくりがそのまま増えていくことがいいのかどうかという点について、私は危惧を感じております。ですから、先ほど最初の部分の町民からの要望について議論、討論をしていきたいと思いますということに加えて、今規制がない、景観条例のみの建築でいえば先ほど言った延べ床面積1,000平米以上というものについての規制以外はないということについて、私はこれでいいのかという議論も一緒にやるべきだというふうに考えております。こういった私の意見なり町民の意見について、どのようにお考えか再度お聞きいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 具体的事例について、私はその内容というのはちょっと承知していないの

で、個別具体のことはまた別途ご協議いただければありがたいと思いますが、全体のこととして、そういう議論をすることは必要だと思っています。ただ、私ども2001年にまちづくり基本条例をつくりまして、そのときに行政依存で行政が一律に何かを決めて、行政がやる町はもうだめだと。やっぱり住民自治で自ら考え、行動し、地域でも地域としての多様性、地域で自主的に判断する、そういうやっぱり自分たちが自立するまちづくりをしようということで2001年、まちづくり基本条例を施行させていただいて、その後2004年に景観条例をつくりました。そのときも様々な議論を続けてきて、これできたわけではありますが、町全体が一つの規制というよりは、ニセコ町の場合はこういう波状傾斜の地域でありますので、それぞれに地域の特色がある。それは最大限やっぱり地域で考えて決めていこうということで、景観協定ですかコミュニティ協定という形で、自分たちがこの地域はこうしようということを決めたら、自分たちで町に提案をし、町が告示をして、このエリアについてはこういう決まりで進みますよということができるといいう仕組みをつくったわけがあります。ぜひこういう仕組みもやっぱりみんなで考えるということも大変重要なことというふうに思っております。ぜひこういったことも含めて将来その景観上の有り様、町の形どうしていかという議論を進めることは大変いいことだと思っています。こういう形の要望をいただいて、直ちにそういう勉強会をやったり、いろんなディスカッションを幅広く気軽にやっていきたいと思っております。今回こういったコロナウイルス感染症の拡大によって、ほとんどそういうみんなで顔を合わせながら議論することはできないというのは大変残念であります。ただ、そういったことは日常的に積み重ねていく、それが町をつくっていくというふうに思っておりますので、議員おっしゃる趣旨のことも踏まえて検討してまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 先ほど個別の事例を上げたのですが、幸い該当する地区の町内会が積極的に動いていただきまして、建築現場の近隣の方の声を反映して事業者の説明会を求めました。その結果、説明会は相手も了解しまして実施されることになりました。その意味では、私は今町長がおっしゃったように町民自ら動く。もちろん町にも相談いたしましたけれども、自ら動くということで説明会の実施に至ったという点で、私も非常にこの事例としては評価しております。

同時に景観条例にうたわれております地区ごとの地区協定ですか、そういったものが確かに制度として条例にあるのですが、実際に今まで成立した案件はないというふうに前もお聞きしております。そういう意味では、確かに町に何でも依存するとか、規制をどんどん強化してくれというだけでは物事は解決しないと思います。ただ、やはりこのように事業者も含めてフランクに、これはもう基準、法律を違反していないのだからいいでしょうということではないような、そういった関係が事業者ともできるように、それは町も側面から援助していただきたいというふうに考えております。

最後に、ディスカッションをどんどんやっっていこうということでありましたので、ぜひそのことについては町としても努力をしていただきたいということを述べて質問を終わりたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きをやります。

高瀬浩樹君。

○3番（高瀬浩樹君） 3番、高瀬です。通告に従いまして、一般質問をしたいと思います。

子育て支援について、過去における我が国のベビーブーム時代には200万人を超える出生があったが、近年では86万人と激減している。都道府県別でも北海道はワースト3位という喜ばしくない統計が出されている。そのような中、ニセコ町は出生率も平均を上回り、人口も微増傾向ではあるが、ニセコ町は将来へ向けて子育て世代へのサポートをどのように展開させていくのか、以下2点を伺う。

1、子育て支援センターおひさまなどサポート体制は充実していると思われるが、中には利用の仕方が分からないケースもある。今後どのように多くの人に周知していくか、さらには地域住民のサポートや理解につなげるか、町全体が子育てと向き合う新しい発想につなげることができないか。子育てしやすい町、さらには子どもたちの笑顔輝く町としてニセコ町もさらに展開していくと思う。町長、教育長の所見を伺いたい。

2、学童保育子ども館について、高学年まで預かれない状況が今も続いている。スペースやスタッフの問題を解決しない限り、現状を変えることは難しいと思われるが、この先どのような方法で解決していくお考えか。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの高瀬議員のご質問に、まず私のほうから先にお答えをしたいと思います。

ニセコ町が子育てしやすい町としてさらに発展していけるよう、教育委員会としても子育て支援に係る施策の一層の充実に今後も努めてまいります。その大きな役割を担う子育て支援センターは、保護者と子どもたちが気軽に集い、交流を図る場の提供や、子育て全般に関する情報提供と専門的な支援を行う場として開設しております。具体的な内容として保育開放のほか、保健師や栄養士による相談や助言、子育て講座等を実施し、子どもの健やかな育ちを支援しております。また、一時

預かり保育、休日保育も行っており、これらの情報は子育て支援センターのホームページや、おひさまだより、広報等で発信しているほか、保健福祉課で行っている乳幼児健診や育児セミナー等の機会にその周知に努めております。このほかにセンターに足を運ぶことが難しい家庭に配慮し、近藤地区、川北地区への出張おひさまひろばを毎年実施しているところでございます。今後子育て支援センターの利用の仕方について、より多くの方に理解していただけるよう情報発信の場をさらに広げるように検討してまいりたいと思います。

また、地域住民のサポート体制について、幼児センターではお助けマン活動としてフェンスつけやプール設置など環境整備を支援してもらっております。支援センターでも積極的に住民の方たちにも支援していただけるよう、今後コミュニティ・スクールを活用することでボランティアを募り、高瀬議員おっしゃるように地域全体で子育てする体制づくりを進めてまいりたいと考えているところです。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、高瀬議員のご質問に私のほうからもお答えさせていただきます。

1点目のご質問につきましては、子どもに優しい町、子育てしやすい町をつくるということは、私の町政の重点方針でもあります。今後とも教育委員会と連携を取りながら、子育て支援策の周知に努めるとともに、さらなる拡充に努めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問の学童保育につきましては、今年5月18日からは小学4年生の受入れを新たに開始させていただいております。5月末現在の登録者数は、1年生が20名、2年生20名、3年生28名、4年生4名の合計72名となっております。昨年度は小学3年生までの受入れでしたが、放課後子ども教室で使用していたこども館の2階の部屋を学童保育で使用することとしたことにより場所の確保が可能になったこと、またスタッフの確保ができたことにより4年生の受入れを行っているところでございます。

スタッフにつきましては、現在館長1名、主任支援員3名、補助支援員4名に加え、地域おこし協力隊員1名が新たに学童保育業務に従事していただいております。スタッフの数につきましても9名に拡充しているところでございます。

現在の学童の利用につきましては、学校が再開され通常の開館となっておりますが、家庭での保育が可能になったことにより退所する児童もおり、現在は68名の登録者数となっているところであります。コロナ感染症による就労状況の変化など、様々な事情により登録者数が減ったものと思われれますが、当面は小学校4年生までの受入れを継続し、必要に応じ今後の対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬議員。

○3番（高瀬浩樹君） ご答弁ありがとうございます。今回私、第2期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画というのを見させていただいて、その中にはまた去年10月ですか、日本ユニセフ協会の

進める子どもに優しい町として、またその中で見たのはSDGs子育て世代がゆとりある暮らし、住宅の確保という部分で、今の時代なかなかほかの自治体では例えば幼児センターをつくるとか、運動会をやるとなると子どもの声がうるさいと、そういうことで反対されている今時代ではございます。そんな中、ニセコ町はいろいろこういうことに取り組んでいると私は思っております。

ニセコ町の場合は、ニセコ町以外の移住者も大変多く、その面ではやはり核家族化などへの子育てサポートが私は必要と考える。私たちのように地元にもともと生まれ育った者に対しては、やはり親がいたり、兄弟がいたり、また親戚がいたり、いろいろとそういう部分ではすごく暮らしやすいのですけれども、やはり外から来られている方にとっては、大変私はそういうおひさま、例えばそういうところで子育てですごく不安を感じられているような方がいるのではないかと、またそしてアンケートを見ているとやはりどういうふうにご利用したらいいかというのが分からなかったというアンケート調査も私見ていました。そういうことで、もう少しそういうことは周知できないかということを思います。

また、例えば隣近所の子どもが泣いていたり、困っているときに気軽に声をかけられるような環境づくり、またあらゆる世代が子育てに参加することができるまちづくりとすることができないか、子育てが一段落された、定年を迎えられた方だとか、高齢者までを対象として今以上に子どもたちとつながりのある、コミュニケーションを取れる取組が私は必要ではないかと思っております。その辺をどういうふうに考えているかお伺いしたいです。

学童保育については、確かにスペース、スタッフの問題、いろいろあると思います。でも、私もいろいろ統計とかを見ていると、来年もかなりの子どもが、たしか多いと思われます。43名だったかな。それで、そういうことを考えると、そしてこれからまたそういうモデル地区、いろいろこれから出てくると思います。それで、住民が増える、子どもが増える、若い世代ができれば子どもが増えれば必ずそういう部分が出てくると思います。やっぱり学童保育についてはいろんな意味があって、例えば遠方から通っている子どもたちにとっては、学童保育には関係ないのかもしれませんが、学校終了後習い事やスポーツなどをして、一時帰宅して再びその場所までに移動となると時間的にも距離的にも問題が見られ、学校から学童、学童で時間を調整した後習い事や少年団などに向かわせたいと考える親御さんたちも少なからず見られる。その点から考えると高学年にとっても学童は必要ではないかと思われるが、再度お伺いしたいです。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） 子育て支援センターの利用の仕方が分からなかったということではあったのですが、一応ホームページとおひさまだより等では発信をしております。それで、中身がちょっと分かりにくかったのであれば、中身の検討もしていかなければいけないかなというふうにも思います。ただ、町民の方たちにもより広く分かっていただけるように、今子育て世

代の方たちのPRはできているのかなとは思いますが、それ以外の方にも分かっていただけるように町民センターだとか、あそぶっくだとかにも掲示をして、その中で地域の方たちにもこういうことが行われているよということを分かってもらえるように発信していけるようにはしたいなというふうに考えております。

あと、コミュニケーションの部分でもなかなかやはり地域の方とというのは難しい部分もあるので、幼児センターで子育て支援センターのほうでの子育て講座というのは行っているのですが、その中で一応住民のサポートといいますか、編み物教室だったら地域の方に手伝ってもらって、得意な方にやっていただいたりだとか、あとアクセサリー作りだったら手芸の得意な方、またあとベビーマッサージとかリース作りとかというのも行っているのですが、それも一応ニセコ町内で資格を持っている方ということで、結構地域の方に協力をいただいてそういうことも行っております。あと、コミュニティ・スクールの中でも一応支援センターのほうで支援してもらえる方いませんかということで、発信も広報の中にも入れていますし、行っていますので、その点を再度というか、繰り返し、今ちょっといい状態ではありますけれども、そのところを発信して、地域の方にも支援センターにも参加していただいて、その中で一緒に子育てのほうをお手伝いしていただいたり、アドバイスしていただいたり、そしてその中からこんなことがあるのではないかとアイデアをいただけたら、一緒になって考えて充実させていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 私からも今の高瀬議員の再質問にお答えをしたいというふうに思っております。

今の高瀬議員ご指摘のとおり、今本当に変化が激しいこの時代において、子どもたちをどう育てていくかというところでいいますと、高瀬議員のご指摘のとおりあらゆる世代の方々が子育て支援に関わると、とってこれは私も大事な、重要なことだというふうに思っています。今の子どもたちがこれからの社会を背負っていくためには、子どものうちにいろんな人と関わり、いろんな世代との関わりがあること、それから様々な体験を積んでいくこと、それが子どもたちの力になって、将来自立して社会を背負っていくような人材になるというふうに考えておりますので、まだまだ十分ではありませんけれども、本町では例えば幼児センターに寿大学の方々が行って一緒に交流するだとか、それから学校間では高校生から幼児にも関わるだとかしておりますが、コミュニティ・スクールもっともっと活用を広げていって、広く町民の方々が子育てに関わるような取組をさらにこれから広げてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともいろんなご教示等をいただければありがたいかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 私のほうから学童についてのご質問にお答えしたいと思います。

学童の施設を学校、学童、習い事というような形で利用できないかというところだったのですけれども、学童の設置目的につきましては保育に欠ける者を預かるという大前提がございます。なので、この場合の利用方法としては、例えば教育委員会で行っている放課後子ども教室を利用するですとか、福祉だけではなく、いろんな方面との調整、連携が必要なのかなというふうに思っているところがございます。

あともう一点、第2期の子育て計画を御覧いただいたということで、ありがとうございます。この中で学童の将来推計なども出させていただいているのですが、ここの推計について重要なのが子どもの数が増えるということに対する対応ももちろん必要でございますが、先ほど申しましたこの学童については保育に欠けるという部分で、例えば今回のように家庭で保育ができる家庭が増えてくると、当然学童に預ける子どもの数も少なくなってくるということで、実は近年の数字を見るとちょっとその子どもを預ける数が少なくなっている状況が見受けられます。その辺も将来的にこの学童をどうしていくのかというところの総合的な判断の目安の一つにしていきたいなというふうに考えておりますので、回答いたします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 通告に従いまして、1件質問いたします。

新型コロナウイルス感染症に関する経済対策と宿泊税についてです。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大によってあらゆる産業に影響が及んでおり、ニセコ町としても未来の投資として独自の様々な経済支援対策の実施を進めていますが、十分と考えるかを伺います。

また、感染拡大による宿泊業の影響を懸念して、全国的に宿泊税の導入時期の延期というものが出てきております。道内においても来年から導入を予定していた小樽市や函館市、また富良野市も先送りを発表しており、2年後の令和4年6月に導入を目指していたニセコ町においてはまだその動向が発表されていません。実際にはちょっとタイミングよく新聞報道にこの間出ましたが、今回多大な影響を受けている宿泊事業者にとって宿泊税導入の動向というのは非常に気になるところであり、ニセコ町としての考えを表明する必要があると思っておりますが、町長の所見を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のご質問でございますが、ニセコ町では5月1日に新型コロナウイルス感染拡大による疲弊した地域経済を立て直すべく規模の大きな経済対策を打ち出し、5月18日の臨時会で議決をいただき、現在これらを迅速に事業を進めているというような状況でございます。また、現在国や北海道が逐次新たな経済対策を進めておりますので、その動向を見極めながら、必要に応じ国や北海道の事業を活用しつつ、不足があれば検討してまいりたいと考えております。

なお、経済対策が十分かというご質問であります、十分かと言われれば私は十分ではないというふうに思っております。しかしながら、ニセコ町の人口が5,000人と大変小さな小規模自治体であり、財政力指数、いわゆる自己財源比率ですが、1が自分たちで回せる自治体の数字が0.3という、これまで0.25からみんなで本当に頑張っていたでいて、議会のお力もいただいて0.3まで上がってきました。しかし、まだ今でも3割自治というような、大変財政基盤が脆弱な、こうした本町の実態から見るとかなり大きな経済対策を講じているものというふうには認識をしてございます。

次に、2点目にご質問の宿泊税につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により事業者の皆様との会議が開催できておらず、さらに地域経済の先行きが不透明となっていることから、来年3月の町議会への条例提案提出は見送らざるを得ないというふうに判断をしております。しかしながら、引き続き宿泊税の導入については検討及び合意形成の作業はしっかり進めていきたいと考えております。今後新型コロナウイルスの感染の終息状況や、地域経済の回復の状況を見極めつつ判断をして、議会とも相談してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 今回の町独自の経済対策というのは、主に町内の需要を刺激するような事業というのが非常にメインになってきておると思います。特に今回影響が大きいのは観光関連事業者で、今この状況になって今後いかにその観光事業者が立ち直っていくかというか、復興していくかというのは、町外の方がどれだけニセコに来て利用してもらうかということがやはりこれから課題になってくるなど。いかに来訪者を増やしていくかということが課題になってくると思います。今町長の答弁にもありました国や北海道のほうで対策を、4月の下旬に導入を目指していた国のG o T o キャンペーンは少々つまずいておりますが、来月から道のほうで実施を予定している観光誘客促進道民割引事業、通称どうみん割です。これがスタートいたします。僕のほうであるテレビ局のほうにちょっと取材したところ、既に道内各地の自治体だとか観光協会だとかがこのどうみん割に関していろんな手法を使って、要はいかに道内の道民に自分のところに来てもらうかというのでかなりもう準備を既に進めているというちょっと情報をいただいております。今後そういった意味で、まず道内の道民の来訪者を増やしていく、そういった需要の取り合いになるというふうに僕は思っております。

どうみん割に関しては、昨日倶知安観光協会のほうも事業者説明会を開いたようですが、ニセコ町としてもこういった誘客促進のためのどうみん割やG o T o キャンペーン、国や道のこの施策によって需要を取り込むというのは非常に重要になってくると思います。先ほど町長のほうも不足があれば対応したいということもありましたが、そこら辺も観光協会を含めて、これ結構喫緊の話になると思いますが、どのような進め方、あるいは対策というのを考えていきたいか、そこをちょっとまず伺いたいのが1点です。

それと、あと宿泊税に関して今回見合わせる先送りということで宿泊税ですが、本来は今後の観光振興に向けた重要な財源になる予定だったのですけれども、世界的な今回終息の状況がまだ見通せない状況で、この宿泊税というものの導入を今すぐまた進めるといのはなかなか、これ国の終息見通しを含め、導入の時期を示していくといのはちょっと難しいといことは、これは重々承知しております。ただ、今後相当打撃を受けていますこの観光分野に関して復興をさせていくといのは、これは各体力を奪われた事業者さんだけでこれ頑張っていくには結構限界があるなど。そこはやっぱりそういった宿泊税といのはちょっと検討は先送りというお話でしたが、しっかりと応援していくべきことになっていくだろうと。いろいろと国ですとか道とかもそういったものに対して、観光復興に関して現在もこういったことを考えていますし、その先もどういふふうになるか分からないのですけれども、やはりニセコ町独自の充実したそういった財源をしっかりと持った上での何かまずは復興もそうですし、その先のさらなる観光振興ということも、そういった財源が絶対必要になってくるだろうなど。

実は以前、平成29年の12月の一般質問の中で私が熱海市が導入している別荘等所有税のニセコ版も検討してはどうかという質問をさせていただいて、将来的には検討していきたいという町長の答弁をいただいております。今回その宿泊税に関しては、検討は進めていきたいということは今答弁の中でありましたけれども、併せてこういった安定した財源を生めるような、コンドミニアムや別荘等の所有や開発に伴うような法定外税の導入というのを、これ早期に検討してもよろしいのではないかなと思っております。この件について伺います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） それでは、木下議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、経済対策については現在5月18日に議決していただいた事業について迅速に進めているところでございますが、町長の答弁のとおりでございますが、議員ご指摘のとおりニセコ町の主要産業である観光にお客さんが戻ってくるということが非常に重要な視点かというふうに考えております。

続いて、まず最初にちょっと整理させていただいて、どうみん割の状況について少し説明させていただきます。どうみん割については、先般6月10日に道が公表して、6月の17日から、昨日から19日までの3日間に第1次申請ということで今現在行われているというところで、主要ニセコ町内のホテル8か所に確認しておりますが、こちらのほう1事業者といつか、1ホテルを除いて全てスキームAという宿泊事業者さんが直接割り引くものに参画していくということで申請の準備をしていると。ただ、一部系列ホテルということもあって本社のほうで対応をしているという状況もありますけれども、基本的には町内の大手のホテルは全て参画していくのかなと。1社については、夏場オープンしていないということで今回はしないということございましたけれども、おおむねしているのかなと思います。あと、いわゆるスキームB、今回のどうみん割についてはこれまでの例

えば国のキャンペーンなど、復興割などと違いまして、直接ホテルが参入できる仕組みとなっておりますので、基本的にはちょっと今までの取組とは若干違ってくるかと思いますが、観光協会もこれについては検討を加えているところでございます。しかしながら、観光協会は今回の仕組みがちょっと今までと違う仕組みなので、なかなか収益を上げていくということを念頭に置くと難しい部分もあるという結論は出しておりますが、今後第2次、第3次、第4次というように道のほうも申請を受け付けていくというふうに聞いておりますので、その中でまた検討していきたいと思っております。

ちょっと気がかりなのは、小規模な事業者さんに、宿泊事業者さんがこれに参入できるような仕組みの体制が取れるかどうかというところですが、今現在ちょっと申請時期が3日間ということもあって、なかなか構築するのはちょっと時間かかるかなと思っておりますので、今後観光協会と協議しながら、できるだけ参画できるような仕組みを取っていきたいというふうに思っております。

あと、このほかに国のほうのG o T oキャンペーンのほかに観光庁のほうでは誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成事業の補助事業も今後公募されるということもありますので、こちらのほうも含めて、様々な事業の活用を考えながら観光協会とちょっと調整を図っていきたいというふうには考えております。これらの様々な事業出てきておりますので、その都度観光協会と協議しながら、取り組める事業については積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。ニセコ町宿泊税今回延期するという事なのですが、基本的にはやはり宿泊税を主要な財源としていくためには、観光客の皆さんがやはりニセコ町に来ていただくということが重要ですので、その点も踏まえながら、取りあえずまずは平常時に戻していくように今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの1点目のG o T oキャンペーンとか道民割、それから観光庁でも新たな制度設計しておりますので、このG o T oキャンペーンのほうも制度設計の最初のほうから担当課のほうでは観光庁と随分いろんなやり取りをしていますので、できるだけ活用しながら地域活性化につながっていくように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

また、宿泊税以外も独自の財源を検討すべきではないかということで、以前木下議員から別荘等の所有税の関係も質問がありました。例えば水道料の別荘としての追加であったり、接続料だったり、いろんなやり方を軽井沢含めていろんな地域行っております。これらにつきましては、引き続き検討をしながらニセコ町の財政が回っていく仕組み、その中で皆さんがまちづくりに参加できる仕組みを考慮したいと思います。

今回温泉の入湯税、それからゴルフ場利用税、これは大変なご努力をいただいて事業者さん町に

納めていただいているわけでありますが、今回議会のほうの大変なご理解をいただき、2割相当額を温泉の維持費、それからゴルフ場利用者のための維持費ということで還元できたということも大変ありがたいことで、こういったことにおきましても、目的税の重要性というのは今回我々も再認識させていただいたというような状況でありますので、今後引き続き安定的な財源の確保については研究に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） これにて一般質問を終了します。

この際、議事の都合により午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時58分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 陳情第1号から日程第5 陳情第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、陳情第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情書の件及び日程第5、陳情第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書提出を求める陳情書の件の2件を一括議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

木下産業建設常任委員長。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時59分

再開 午後 1時03分

○議長（猪狩一郎君） 再開いたします。

◎日程第4 陳情第1号から日程第8 発議第6号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、陳情第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情書の件から日程第8、発議第6号 気候非常事態宣言に関する決議案の件までの5件を一括議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

まず、陳情1と2と発議4までを木下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 去る6月11日の本会議において当委員会に付託されました陳情第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情

書及び陳情第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書提出を求める陳情書の陳情2件と、発議第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は、6月12日、全委員出席の下に産業建設常任委員会を開催し、慎重審議いたしましたので、結果を報告します。

陳情第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択については、農業者の規模や営農内容など立場によって賛否が分かれており、また本町農業者への影響は不確実である。今国会で種苗法改定法の成立を断念したことから、慎重に審査すべきとの理由で継続審査と決しました。

陳情第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出を求める件は、願意を妥当と認め、採択すべきものと決しました。

発議第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の件は、林業は自然が相手の産業で、再生しながら産業化していくことを強調するため、持続可能などという文言を加える修正をすべきという理由で、修正議決すべきものと決しました。それぞれ以上のように決しましたので、報告いたします。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） 去る6月11日の本会議において当委員会に付託されました発議第5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案の件及び発議第6号 気候非常事態宣言に関する決議案の件、2件の審議結果を報告いたします。

6月12日、全委員出席の下総務常任委員会を開催し、慎重審議いたしました。まず、発議第5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案については、提案された意見書案の趣旨を理解しつつも、ニセコ町議会の総意として国や関係機関に意見書を送付するに当たり、国に対して意見書の提出する際に、より地域の実情を伝える内容となるように修正する必要があるとの意見にまとまりましたので、その点を踏まえた修正案を別紙のとおり提案することとしましたので、報告いたします。

次に、発議第6号 気候非常事態宣言に関する決議案は、その内容を妥当と認め、別紙報告書のとおり原案可決すべきものと決しましたので、報告します。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これより陳情第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書提出を求める陳情書の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

○議長（猪狩一郎君） これより陳情第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書提出を求める陳情書の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより発議第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり修正議決すべきものとするにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり修正議決すべきものとするに決しました。

これより発議第5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり修正議決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり修正議決すべきものとするに決しました。

これより発議第6号 気候非常事態宣言に関する決議案の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第6号 気候非常事態宣言に関する決議案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり原案可決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり原案可決すべきものとするに決しました。

◎日程第9 議案第13号

○議長(猪狩一郎君) 日程第9、議案第13号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更
についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第14号

○議長(猪狩一郎君) 日程第10、議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を採決し

ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第15号

○議長(猪狩一郎君) 日程第11、議案第15号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第16号

○議長(猪狩一郎君) 日程第12、議案第16号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第17号

○議長(猪狩一郎君) 日程第13、議案第17号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第17号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第18号

○議長(猪狩一郎君) 日程第14、議案第18号 ニセコ町後期高齢者医療に関する条例一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第18号 ニセコ町後期高齢者医療に関する条例一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第19号

○議長(猪狩一郎君) 日程第15、議案第19号 ニセコ町環境審議会設置条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論は終了します。

これより議案第19号 ニセコ町環境審議会設置条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第20号

○議長(猪狩一郎君) 日程第16、議案第20号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

斉藤議員。

○5番(斉藤うめ子君) 5番、斉藤うめ子です。議案第20号 一般会計補正予算の14ページの款2、目5文書広報費、節10需用費のところでは消耗品費というのがあります。これは、防災ラジオの電池部分の取替えと、それから修繕料30万2,000円とありますけれども、合計で30万2,000円、この防災ラジオですけれども、ラジオニセコが開局以来今年8年目になって、そしてこの防災ラジオの故障が相次いでいます。今回修繕料50台分と修繕費とあるのですけれども、この50台分を予算計上しましたけれども、修繕して、それからこれからどのくらいもつのか、そして今現在このラジオニセコ全部で一般世帯2,147台、それから事業所187台で、合計2,334台貸し出しているのですけれども、暫時この修理費を出していってもあとどのくらいもつものか。これ一時しのぎになるのではないかという懸念があるのですけれども、私も自分の家のラジオを先日から2回ぐらい音声の調整ができなくて交換してもらったのですけれども、もうこれいづれにしても8年たつてラジオの全体、この台数これからどうされるのか、今その辺りをちょっと伺いたいと思います。

それから、2点目よろしいですか。同じく14ページの目8のその下のほうなのですけれども、まちづくり会社出資資金の件です。これ前から説明あったように、まちづくり会社資本金6,000万円の

うちニセコ町が38%で、そしてその分が2,280万円とあるのですけれども、この38%の根拠です。方針としては、民間主導による事業性重視の社会でということをやっていますので、ニセコ町の出資分はこれで適切なのか、もっと地域事業者の割合を増やすことは考えられないのか、そこを伺いたいと思います。

それから、次です。3番目のところ、15ページになりますけれども、同じところの下のほうの中学校の目22の18節負担金補助及び交付金、中学校修学旅行補助17万5,000円とあります。そして、この説明のときにコロナの感染の問題があって、そして今までは京都のほうに修旅行をしていたのを東北のほうに変更によりバス代1日分の補助が17万5,000円と計上しているのですけれども、これ全体の経費との調整です。修学旅行費にかかる計画の中の調整から考えて、このバスの補正予算の計上が必要なかどうか。例年よりも逆に経費が削減されているのではないかなという思いがありますけれども、その点について伺います。

それから、もう一点です。19ページになりますけれども、19ページの款8の土木費、項5、目1都市計画費の説明のところで、節14工事請負費、建物解体工事が294万8,000円と計上しています。場所のことも書いてあるのですけれども、これ解体費だけになるのでしょうか。土地建物の、ここに書いてあるとおり、解体工事と書いてありますので、解体費だけがこれだけかかって、そしてこれはどういうふうになるのか、もう一回ちょっと説明していただけたらと思います。

それから、その下のところなのですけれども、公有財産購入費とあって6万6,000円を計上しているのですけれども、6万6,000円の土地購入代、これについても、すみません、もし私聞き落としているかもしれません。説明していただけたらと思います。

以上4点です。お願いします。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） それでは、まず私のほうから14ページの5目文書広報費の中の消耗品と修繕料という関係でございます。これについては、議員ご指摘のとおり防災ラジオの関係でございます。消耗品については、充電式の電池が耐用年数を迎えているということもありまして、取替えの希望の部分については、これもよく聞いているかどうかということにもよるのだと思うのですけれども、全く耐用年数を迎えていても充電できて普通に聞けるという状況もあるものですから、同じ個体であっても様々な状況になっているものですから、取替え希望をいただいたものを暫時取替えさせていただいているという状況でございます。年間の大体修理といいますか、取替えの希望を少し余裕を見て69台分ということで消耗品を電池の交換ということで計上させていただいております。

それから、修繕料でございますが、これについては、これもちょっと個体の特徴といいますか、なのですけれども、議員ご指摘のとおり音声のボリュームのところはどうしてもちょっと壊れやすいという状況になっておりまして、大きな音の何ていいますか、スイッチをさわっても音の調整が

できないということがほとんどの場合なのですが、それらの部分については個体自体は新しくても、その部分だけ交換すれば今までどおり使えるということでございますので、それをその分の修繕料50台分ということで予算計上させていただいているところでございます。ただ、今後この2,400台近くの全体をどうするのかということでございますが、よりよい補助金があれば全体で交換ということもあり得るのかとは思いますが、補助メニューが大体何かこう一般的な部分でいくと、新しい機能を付加した部分については補助が出るということが大体その補助金のメニューの要件になっておりまして、古くなったものをまた改めて交換して、新しいものにして元に戻すというところについての支援というのがなかなか見つからないということもありますけれども、これも何がしか考えた中で、できるだけ早めにその補助メニューを探して交換させていただきたいと。ただ、現状のところをいくと今申し上げたような年間大体50台弱くらいの交換の申込みがあるので、それに対応するような予算計上をまずさせていただいているということでございます。

それから、その下の23節投資及び出資金ということで、まちづくり会社の出資金ということで2,280万円ということで計上させていただいております。これにつきましては、現在ニセコ町でもご指摘のとおり38%ということで計上させていただいております。議会でも政策案件の場でもご説明をさせていただきましたが、今町では38%、それから地域事業者が34%、それからこの事業をずっと携わっていただいているクラブヴォーバンという団体の28%ということで、全部で100%という形で進めさせていただいております。ニセコ町の38%の根拠と申し上げますのが、3分の1以上のこの株の取得をしているということが大事だと考えておりまして、3分の1以上の株の取得でもって、いわゆる拒否権を行使できるということでございますから、イコールそれは例えばこの会社が民間主導でスピード感を持っていろんなことを進めるということを大事に考えているということで半分、2分の1の出資は控えているということでございますけれども、少なくとも拒否権は持つということから、3分の1以上を持つと。それから、細かな出資者の割合によってその3分の1を下らない範囲で現在38%で計上させていただいているということでございます。

それから、ご指摘の中で民間の割合を増やしていくという考えはないのかということでございますが、今後第1期工事から始まりまして、SDGs街区と呼ばせていただいておりますが、そちらのほうが進むに連れて、いよいよ町の関与がなくても自走していくということがどんどん、どんどん見えていい方向に回ってくるということであれば、そのような増資をして官の関与を少なくしていくということも可能性としてあるのかというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 前原課長。

○学校教育課長（前原功治君） 先ほどの中学校の修学旅行の補助の関係の中身について、ご説明申し上げます。

こちらのほう全体額的には、今回東北のほう、生徒数でいきます32名行く中で総額がおおむね

280万円程度かかるというようなものになっております。京都と単純に比べてその差額を補助するという考え方ではなくて、もともと京都へ、関西方面へ行っているときも文化活動に関して町のほうからも補助をさせていただいていたというところで、その体験含めてその経費で差額が出る部分ということで、今回東北のほうに行き先を変えたということで、震災地の学習というところを見て歩く部分においてのバス経費等々が発生をしているというところでございます、その費用について17万5,000円ほど補助をさせていただくというような考え方になっております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 私からは、19ページの土木費の質問についてお答えしたいと思います。

まず、前段に本建物と土地の物件につきましては、本通105番地7、ご説明あったとおり木造一部2階建ての98平米ほどの建物と土地でございます。所有者はご承知のとおり平成18年に亡くなっていて、相続人も裁判所のほうに相続放棄の手続を終えている物件でございます。副町長からご説明あったとおり、周りのだんだん年数が古くなって、木とかいろんなのが、枝が道路にはみ出ているとか、また落雪等も警察のほうの発出所のほうに雪が飛んでいたり、道のほうにも一部出ているような、そのような状況で放置はしておけないということで、平成30年の12月に町のほうから裁判所のほうに財産の部分についての申立てをしていたところでございます。その結果ようやく法定的な手続がつい先日6月11日付で裁判所のほうから審判が下されて、ニセコ町に売買するというような内容になっている案件でございます。

そこで、ご質問の趣旨であります解体経費でございますが、総額294万8,000円計上しておりますが、この中には解体費とそのほかあそこに庭木だとか石垣等がございます。それで、あの道路を少し、道路自体舗装、道路が拡幅にはなりませんけれども、堆雪スペース確保のためにその石とか木とかも全部除去したいというような経費、それから当時平成18年急死ということで亡くなっておりまして、中の家具もそのまま残っている状況でございます。その処分経費も含めて294万8,000円ということでございます。

それから、財産購入費の6万6,000円でございますが、裁判所ではこの所有者不明の土地でございますけれども、裁判所が管理人を指定します。今回は、倶知安町の弁護士さんが管理人になったわけなんですけれども、そちらのほうであそこの土地の評価をいたしております。291万円という評価でございました。うちの固定資産税の評価よりは若干高めの評価かなというふうに感じております。そこから当時管理人さんが見積もった解体経費284万4,417円という資料がうちのほうの手元に届きまして、それを差引いた金額、いわゆる土地の評価額から解体経費を差引いた6万5,538円が今回の土地と物件の売買契約をニセコ町と管理人さんで今後7月に契約をする予定でございます。数字の根拠としては、そのような形でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 最初のラジオニセコの件なのですけれども、これ単純計算すると年間50台ぐらいを修繕していくということなのですけれども、これ計算したら修理費は1台3,500円につくわけですね。これ割が合うのかなという感じがしたのですけれども、毎年これだけの徐々に修理をしていくわけですか、これだけの経費をかけて。

それで、さっきと重なることはあるかもしれないですけれども、この台数がかなり多いですね、2,300台貸し出して。これ今すぐどうしたらいいかということがあるのかもしれないのですけれども、いずれはこれどうなのでしょう。全部交換ということをもし視野に入れたら、徐々にやっていく経費のことを考えると、これまでどれだけ処理費かけてきたのかなと思ったのですけれども、そういうことも、先のこともちょっと検討してもいいのではないかなという感じがしました。ちょっと経費が、修理1台の単純計算したら3,500円につくというのはどうかなと思ったのですけれども。

それから、2番目のところ、ニセコまちづくり会社のことは説明いただきましたけれども、今の段階ではやむを得ないということなのでしょう。もともとこの計画で、もっと町民主導で出資者を増やすという方向で進められなかったのかなという思いがあります。今となっては、今説明したように町の関与につないでいけば増収ということを考えられるということで、少しずつ将来的にはなっていくのかなという思いはあります。

それから、もう一つ中学、説明私ちょっと理解できなかったもので、申し訳ありません。修学旅行のことなのですけれども、東北の被災地を巡るということでバス経費が別個に新たにかかるので、17万5,000円を計上するということですね。これ単純に全232名280万円かかると言うのですけれども、これだけ予算を組んでいって、そして今度東北に変えた結果、そこに差額は生じてくるのではないかと思うのですけれども、その辺の調整なんかはどんなふうを考えていらっしゃるのか、さっきのこととちょっと重なってくるかと思えますけれども、すみません、その3点、4番目のほうは分かりました。もう一回ちょっと伺います。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、防災ラジオの関係でございますが、修理が割に合うのかということでございましたが、普通のラジオと違って緊急放送でスイッチ入れてなくても緊急放送流せるという特徴を持っているものですから、1台の部分についてはやはりちょっと高いと。今細かい数字はちょっとごめんなさい、あれなのですけれども、1万5,000円以上はしたかと思えます。というような状況のラジオなものですから、これを単純に今の2,500台程度全部というふうになると3,700万円以上、3,800万円ぐらいかかるかなというところなので、おいそれとということもありますから、まずはその修理できるものはしてという形でやらせていただいていると同時に、その機能向上でなお一層管理費がかかるというようなことでない方法で何か支援の方法があればということ

で探してまいりたいと考えているということでございます。

それから、新会社の出資金の部分でございますが、町民の割合をもっとということころは、おっしゃるところは確かにそのとおりで、将来的にいい形になってくれば行政が大きく関与しなくても自走していくという形が最終的には理想の形かなとは思いますが、スタートとしては50%関与はもちろんしないものの、例えばそんなことはないと思いますけれども、会社の方向性が何がしか公共的な町の目指すSDGsの街区ですとか、エネルギーのことだとかということからそれるような状況になる場合については、ちゃんと軌道修正ができるということころの3分の1は少なくとも現在のところは持つておきたいということでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 前原課長。

○学校教育課長（前原功治君） すみません、質問の意味がちょっと理解できなかったところがあるのですが、差額というのは京都へ行ったときと東北へ行ったときの差額があるのでしょうかという意味でしょうか。

○5番（斉藤うめ子君） はい。

○学校教育課長（前原功治君） 差額は出ているというふうには理解はしておりますが、補助をしている考え方が先ほど言った行き先を変えたことによる単純なその交通費の補填とかをしているという考え方ではなくて、修学旅行へ行って、実際に体験された目的に応じた支援をこれまでも行ってきておまして、奈良で以前は禅の体験をされたりだとか、そういうところについて支援をさせてきていただいていると。それが今回東北のほうに変わって、被災地巡りをするようになって経費的にそこが変わっていると。その差額について今回は支援をしているという考え方になっています。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） 9番、青羽です。14ページの会計年度任用職員報酬759万2,000円、それと15ページの地域医療維持給付金500万円、この2点についてちょっとお伺いしたいと思います。

この会計年度任用職員のほうは、これ地域おこし協力隊への云々だというようなことで、財源も特別交付税で賄えられるというような説明を受けたかと思えます。ただし、そのときにそれこそ聞き落としたのかもしれませんが、これ同じような立場で集落支援員のことは何もうたっていないような気がします。ただし、それこそ補足資料のほうでは、その他のところで集落支援員費用弁償というような歳出も出ております。ですから、その集落支援員のほうも会計年度任用職員のボーナス分というのですか、そういったことに当てはまるのかどうなのか、その確認です。

それと、地域医療への500万円です。こっこのほうも一応分かりやすく言うと、今回限りのものなのか、まだまだ長引いて、それこそ上期、下期、例えば6月から今度12月分の云々でもかなりの診療報酬がマイナスして大変なのだというようなお話があった場合も対応する気でののか。また、

この財源として、国のいろんなコロナ対策の支援金、また2次補正でも予備費もかなり持っているという中で、もうそれこそいろんな情報をアンテナ張っている町としては、例えば前に説明あったとおり、介護分ではちょっとはまるような交付金がありそうだと、それで今精査しているのだというようなことのお話も聞きましたけれども、この地域医療を守る、これは大変重要な位置づけだと思っておりますので、全く賛成なのですけれども、これも当てに指定しているのかと言ったら申し訳ないのですけれども、いろんなアンテナを立てて地域医療を守るための医療機関へのこういった補助、補正、交付金とかというようなものも出てくる可能性があるものだと思うのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、会計年度任用職員の報酬の部分ですが、今回の改正に伴って地域おこし協力隊についても、いわゆるボーナスが払えるということになったのですが、集落支援員についてはもともとその制度がありまして、それは年度当初予算に組み込んでいるということですのでございまして、今回地域おこし協力隊もこれができるようになったので、補正したということでございます。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 2点目の地域医療給付費についてご説明いたします。

今回のこの500万円という金額につきましては、せんだっての議員協議会でもちょっとご説明したとおり、今回のコロナの影響でというふうなことです。これについては今回限りのものになると思われま。

また、引き続き病院自体の維持についての協議説明依頼があった場合には、随時対応していくことが必要でないのかなというふうに考えてございます。また、財源につきましては現在国の2次補正も何となく形が見え始めているところではございますが、基本的に医療機関に対する支援については、コロナに関する患者を受け入れたとか、コロナに対応する医師を派遣したとか、そういったところに対しての国の支援というのも非常に見えているところがございます。なので、今回のようなコロナの患者を例えば受け入れしていないというところが実はこういう小さな町、地域医療では非常に困っているというところで、それは全国の医師会も国に対して要望を出しているところですが、当面は一般的な地方の単独事業にこの財源が充てられないかというようなところを目指して、まずはコロナ対策への給付金というような形での予算計上をさせていただいているというところがございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでの経緯見てみますと、介護施設についても当初国は全く考えてもいないというのが実態だったと思います。いろんな皆さんの声があつて、それで医療と介護、それ

から特にコロナを受け入れた施設の医療機関には手厚くするという方針が変更して随時出てきているというのが実情でありまして、先ほど課長が申しますとおり医師会でも相当激しい運動を今しているということで、コロナを受け入れるそういう大きな病院でなくて、中小のコロナとは直接関わりのない病院に対しても、今国のほうでは厚生労働省でも内々、何とか応援できないのかという議論も始まったやに聞いておりますので、今度の臨時補正に組み込まれるかどうかは別にして、国で新たなそういうニセコのような小さい町の医療機関にもという可能性がないわけではありません。そういう情報を得ながら今後対応をしていきたいというふうに思っておりますし、私どもが今出そうとしているものと同じものが国の枠組みで直接厚労省から出るということであれば、それは協議をして、その分の応援の仕方、変な言い方をすれば二重の応援にはならないような、その辺の整理はきっちりしていきたいというふうに思っております。

ただ、先ほどこのコロナが本当にずっと長引いた場合、結果的には5月、6月でおさまらないということがあって、病院としての維持が困難な状況ということがあれば、また議会とも相談していただいて、私どもの暮らしを守る医療機関をしっかり守ることはしっかり進めていきたいなというように考えているというような状況でありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 7番、小松です。2点質問をしたいと思います。

14ページ、新型コロナウイルス対策費、10節需用費の消耗品費125万5,000円ですが、コロナの影響で消毒液不足と日本酒の売上げ減少も重なって、そこでエタノールを公共施設に設置すると聞いておりますが、箇所的にどういった範囲に置くのか。また、まず初めにどのぐらいの数量を設置予定としているのかお聞きしたいと思います。

2点目ですが、同じく14ページの18節観光協会派遣職員負担金200万円ですが、観光協会から役場職員として有島記念館に勤務されると理解しておりますが、ちょっと聞き逃したかもしれません。どのような業務内容を担当されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 小松議員のご質問にお答えします。

お酒の部分はうちのほうで絡んでいますので、農政のほうからご説明いたします。1回の仕込みの部分が約400リッターで、その部分で500ミリリットルで全部で800本という形の部分をお願いしたいという形で考えてございます。どこに配分という部分につきましては、できる限り医療系の部分に、入りづらいという部分もあるというお話を伺っていますので、医療系中心に配分していきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） もう一点のご質問の有島記念館での業務等についての内容についてご説明したいと思います。

業務の内容につきましては、基本的に有島記念館の服務形態に準ずるということになっております。それで、何点か業務がありますけれども、有島記念公園及び館内清掃等維持管理業務、あとニ

セコ町鉄道遺産群振興事業ほか、文化歴史遺産の保存業務ということで、現在あるSL及びニセコエクスプレスなど展示資料の維持管理及び公開時の現地管理と想定しております。また、収蔵資料の保全業務を行う予定になっております。

あと、有島記念館展覧会の近隣施設宿泊者等への広報業務ということで、宿泊施設等への展覧会のことの売り込みということで、チラシ持込みなどPR活動、それと有島記念館事業及び鉄道遺産群の札幌圏旅行会社への営業業務、それには観光事業者への旅行行程の組み込み等営業活動、その他有島記念館に関する業務ということで、受け付けと来館者対応業務などがございます。それで、シフトの中で必要に応じて本元の観光協会の業務をやっていただくということになっております。

勤務体系でございますけれども、現在のスタッフ6名と合わせて7名を含めまして、その7名でシフトを組んで業務をやっているということです。それで、7名で受け付け、施設の維持管理、企画展等の準備実施はスタッフ全員で当たるということになっております。

あと、そもそもメリットといいますか、そういった部分での整理ですけれども、学芸員、学芸員補が担う文化歴史資料等の整備ほか学芸業務の充実化、それと当人の観光面での業務経験、知見を生かした広報面の強化、それと勤務シフト編成の柔軟性が高まり、有島記念館業務全体の効率化が図られると。それと1点、男性の人的増員により外施業、力仕事などの効率化が図られるということで、現在仕事をしていただいています、そういったメリットといいますか、利点が出てきたという状態になっています。よろしく願います。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 1点目、エタノールに関係になっていたのですけれども、消毒液の代用としてエタノールを購入するわけですが、これはニセコ産米でできたエタノールというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） はい、そのとおりでございます。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） お酒通常は1.8リットル、一升瓶の清酒を作るのに単純計算で精米歩合にもよりますけれども、60%とすると玄米で約1.3キロ必要なのです。消毒液の代表として、エタノール製造を行い、2度蒸留することで70%の高濃度になるそうですが、今回購入される分には使用されるお米の量はどのぐらいなのか、把握していれば教えていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 小松議員のご質問にお答えします。

聞いている限りでは60俵という話でお伺いしています。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 4番、榊原です。歳出14ページの2款、1項、8目、22節まちづくり会社出資金についてお伺いいたします。

以前にも申し上げたとおり、この会社の目指す方向に賛同するために、この会社についての理解を深めようとしたしております。その理解を深めた上で行政や取締役の方々を信頼して、町の予算

での出資ということに賛同したいなと思っいろいろ調べているのですけれども、2,280万円を町民1人当たり直しますと大体1人当たり4,500円ぐらい出資するというようなことになっているのですけれども、それを含めると町民の代表としてももう少しこの会社についてご質問したいなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

事業計画とかいただいているのですけれども、これが変更になる可能性があるということは理解してはまして、細かい数字や細かい文言にこだわってはいないのですけれども、大まかな方向性について、まずお聞きしたいと思います。

まず、頂いた資料の中で3点ほどあります。頂いた資料の中で、まず当初のコンセプトとかを書いたものの中に、実現していきたい社会というのがあるのですけれども、その中に中長期的な町の不動産価値を高めていくモデルとありますけれども、まずこの不動産価値というのが具体的に何を示しているのかというものを教えてください。

それから、2番目です。その後ろの事業計画概要で、稼ぐ仕組みを構築していき、持続可能な経営を実現という文言があるのですけれども、これについて稼ぐとは具体的にどういうことを言っているのか、利益なのか、利益ってお金の利益です。この辺のことなのか、またその稼ぐというのは町民への還元はどういうことで行われるのか。それから、いろいろ計画ある中で、どこで、どのような利益を出していくのか、ちょっと意味的に重複する部分はあるかもしれないのですけれども。あともう一つは、その中に町民主要土木建築事業者が出資者であるため、建築コストが最小限になるというふうに書いてあるのですけれども、これについては本当にそうなるのかなという疑問がありますので、これについてお答えください。

それから、最後3番目なののですけれども、出資者の中にクラブヴォーバンさんがいらっしゃいます。町内業者ではないということは明らかではあるとは思っているのですけれども、今後ニセコ町の未来を背負っていく会社を運営するパートナーとして適切かどうかということを知りたいと思っています。ですので、できれば今までクラブヴォーバンと過去にどのような契約があったのか、内容、金額、それから随意契約なのか、入札なのか、それから今後その契約が結ばれる予定があるのか、ないのか、この辺についてお聞かせ願ひたいなと思います。

以上3点です。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 3点、ありがとうございます。

不動産価値を高めるという、まず文言でございますけれども、ちょっと話が大仰になるというか、あれかもしれませんけれども、現在SDGsの街区で実施しようと思っている、住民皆さんにご提供しようと思っている住宅については、高气密、高断熱ということは様々なところでお話をさせていただいたところでございます。

それで、一つにはそのとおりやるということではありませんが、ドイツ、フライブルグのヴォーバン地区というところを一つのモデルにしているということもお話を様々な場面でさせていただきました。その価値というのはどういうものかということで、それに通ずるものがあるのですが、ちょっと大げさな話になるかもしれませんが、日本の今の建築の状況で申し上げますと、日本で新

しい建物を建てるのと大体鉄筋だとか、木造によりますけれども、木造でいくと30年たつとほぼ建っているものについては価値がないと。

それから、もしそれを継承していくということになりますと、土地の価値のみということになりますけれども、高気密、高断熱にし、長く活用するという考え方に立脚し、かつそれが高気密、高断熱であり、地域で生んだエネルギーを活用するという地域であるということをもって、不動産価値が緩やかに上昇するという実態があるようでございます。それは、バブルの状況としてどんどん価値が上がっていったお金もうけができるという意味ではなくて、一度試算としてつくったものを日本のように今30年住むと価値がなくなってしまうかのような建て方ではなくて、長く使って後世に残していくというような、そういう意味合いから、この事業については不動産価値を高めるといような言い方をさせていただいております。もちろんそれがこの地区だけでいいのかということもございますので、これからは国も動き出しましたけれども、ニセコの町の中にあっても新しい住宅については高気密、高断熱になっていくように条例の中でも仕向けていくということで、町全体が使い捨てる住宅ではないという、そういう価値を立てて、自分がそこからもし離れなければならないときにも、その価値がそう目減りしているわけではない、もしくは子孫といいますか、自分たちの子どもや孫にという形になったときにもある程度残していけると、そのような意味合いでの資産価値が高まるという意味で使わせていただいているということでございます。

それから、稼ぐ仕組みというのは、ちょっとこれはどちらかという行政目線でございます、民間目線でいうところのじゃんじゃん稼ぐという意味ではなくて、我々行政が実施する場合については、コストの感覚ですとか、それが持続するのとかかいうところをどうしてもないがしろにしがちであったのではないかという考え方の中で、そうではなくて補助金でずっと続けるということではなくて、民間資金も活用した中でずっとその事業が続いていくという意味で、それであるならば、いわゆる行政目線でいうところの稼いでいかなければ続きませんねというような意味合いで、じゃんじゃん利益をどんどん稼いでいくという意味合いで使っている意味ではなく、そういうようなところでございます。

それから、ではそれがどのような町民に還元があるのかということなのですが、いわゆる株式の配当とかいう形ではもちろんないのですが、ニセコ町全体が将来的に高気密、高断熱でなかなか価値の下がらない住宅群ですとか住まいですとか、そういうものができ上がってくることによって町全体のやはり価値も上がるでしょうし、上がってほしいと、そういうような意味合いを持って、町全体のブランド化の一つ、ブランドというと何かちょっと軽々しいかもしれませんが、誇りを持って住まい続けられる町をつくっていくというような意味合いでの町民の皆さんに対する還元ということになろうかと存じます。

それから、町内事業者の建築土木なので最小限と、すみません、どこの部分だったか今見つけられずにいるのですが、この意味合いはちょっと確かに書きぶりとしては少し違うかもしれません。もともとこの事業は、エネルギーの自賄いといいますか、CO₂を下げるということが一大目標でありますけれども、同時に大事にしているのが町の中での経済の循環、要するにお金が回るということでございます。なので、これらの事業についてもできる限り地元には様々な事業の発注も含めてや

っていきたいと考えておりますし、そういう意味では地元企業をよりよく使って内部の経済循環をするというような意味合いから最小限という、ちょっと使い方としては適切ではないかもしれませんが、そのような意味合いで書かせていただいているところでございます。

それから、クラブヴォーバンがパートナーということで、ご指摘のとおりこの皆さんについてはニセコ町民ではございませんということなのですが、今ニセコにも間借りをして、仕事も事務所を持ってやっていただいているということでございますが、これらの発想の原点も含めて我々がこれからのまちづくりどうしたらいいかということに悩んでいるときに、ここの皆さんが様々な、民間に対しても、行政に対しても、それから国に対しても勉強会をスタートしながら、今の高気密、高断熱、それから本当にCO₂を下げるというのはどういうことなのかというようなことの勉強会をやっていたらいいまして、そこに通い詰めているメンバーが町の中にも何人もいて、その中でどうしてもこの方々と組まなければ、今やろうとしていることの本当に実現はちょっと難しいのではないかなというような内部的な考え方の中からパートナーとしてお選びをさせていただいたということでございます。

正直ベースで申し上げますと、これもお話ししたことはあろうかと思いますが、クラブヴォーバンさんは当初町からも委託を受けて、こういう事業も実施しているということもあって、自分たちがその会社に入るということについてはいかがかというようなことも、ご本人たちは実際に申しおりましたが、内部的にそれらの考え方の支柱をきちっと持ち続けるために、彼らにも入っていただかないとなかなか実現も難しいのではないかなという判断の中からパートナーとさせていただいたということでございます。

それで、これまでクラブヴォーバンに対しては平成30年度に基本構想という形で、これは図面を書くということばかりではなくて、まちづくり町民講座だとか住民説明会だとか、今のような考え方のもっと詳細な部分も含めてそういう活動もどんどんしていただくということも含めた委託としてSDGsの絡みもあるものですから、10分の10の費用をいただきまして1,700万円の30年度には委託をさせていただいていると。それから、昨年度については同じく広報だとか住民説明会、それから地元の企業さんの企業向け技術研修、これらも含めてそれから基本設計ということで670万円の委託をさせていただいております。今年度につきましては、いよいよ実施設計に入ってくるものですから、実施設計は別の会社さんをお願いするものの特に今年度のマーケティングです。これまでもある程度このスキームの中で売れる、売れないということをアンケートも取りながら様々やってきたのですけれども、コロナの状況も含めて、状況ももしかして変わったかもしれないことも含めて、今年はいよいよその会社をきちっと設立をして、会社の看板をしょって営業、マーケティングをきちっとやるという形で、それらのものも含めて、それから相変わらず住民の皆さんにはやはり住民参加の町ということで、これまでの計画の進捗、それからご意見を賜る町民講座、その他どんどんやっていかなければならないということ、それらもひっくるめてヴォーバンの皆さんには1,300万円程度の補助という、委託ということで今予定をさせていただいているところでございます。

ごめんなさい、先ほどのちょっと分かりづらいのではないかなということで、今メモが入ったので

すが、すみません。10分の10というのはもちろん補助金のことで、100%の補助金をいただいてこれは実施したということでございます、先ほどの説明については。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） まず、1番目の質問の意味について、不動産価値については理解いたしました。ありがとうございました。

それから、2番目です。これは、行政目線ではなくて民間感覚を得るとのことなのですが、頂いた数字を自分なりに集約し直して試算したところ、頂いた数字の部分と別の概要を書かれた部分と見比べたときに若干数字の捉え方の違いがあるかもしれないのですが、私の中ではそんなにもうからないというふうに出てきているのです。一番もうからない理由としては、利息と固定資産税を支払って、なおかつ返済原資を払った場合にキャッシュフローといいますか、利益結構かつかつになるのではないのかなと思っている。この辺は細かい数字だからいいと思っているのですが、ただ例えば2024年、2028年に3,000万円ずつの実施設計費が出てくるのですが、3,000万円の実施設計を当初の実施設計を入れて、私9年間だけデータを取ったのですが、3回も出ていくという。ですから、例えば民間感覚とおっしゃるのであれば、この辺の経費感覚ですよ。それから、この場合の実施設計というのはどこに出すのか。クラブヴォーバンさんなのか町内業者さんなのか、一つ私の中では結構重要視しているので、これはちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、3番目のクラブヴォーバンさんとの契約内容について大体教えていただいたのですが、これは初めは入札ですか、それともずっと随意でやられているのか。それから、今後は随意でやられると思うのですが、先ほどの2番目の質問と絡むのですが、この収支計画の中でクラブヴォーバンさんへのその経費というのはどの部分に含まれるのか。先ほど申し上げたように実施設計の部分とかに含まれるのか、それから活動費という項目があったので、この辺に含まれてくるのかとか、その辺をちょっともう少し教えていただきたいなと思います。

ですので、それからもう一つ別の質問になってしまうのですが、頂いた資料を9年分取ったときにこの事業構造ってありますけれども、土地購入をやって、造成をやって、建築をやって、販売をやって、その後管理をやって、賃貸をやるという段階を踏むのですが、賃貸の段階までの試算が入っていなかったように思うのです。土地を買って、家を造って売るところまではできていて、そこで事業が完結してしまうと継続的な利益にならないと思うわけです。ですから、そのプランが数字に落とし込んでいないのがどうかなというふうに思いました。

それから、もう一つだけ言わせていただくと、数字から拾うとこの場合、建物の売却ではほとんど利益が出ないという形になっています。これは売価が安いのか、もしくは建設コストが高いのか、建築費用が高いのかです。土地のほうでは多少利益が出るようになっているのですが、この辺についてのお考えです。併せてお聞かせください。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） ちょっとすみません、メモし切れなかったところがあるので、ま

たご指摘いただければと思います。

まずは、実施設計3回というところです。この実施設計部分については土工事の実実施設計というふうに考えていて、来年土工事を実施する第1工区についてはまず実施しますと。ですが、それ以外の第2、第3工区は基本設計のままということなので、実施するたびに3度実施するという、今そういう想定計画は立てていますということです。

ただ、おっしゃるようにそんなにかけていて、もうからないのではないのかということももちろんご指摘のとおりでありますので、これはちょっとご説明をさせていただいたとは存じ上げますが、少しでも今かかる経費については盛れるだけ盛り込んだ概要経費ということになっておりますので、今現状でも実際には土工事にかかる費用もそこで盛り込んでいるよりはだいぶ安くなりそうですし、それから実施設計等についても多少安くなるということで予定しておりますから、本当に会社が走り出したときに、理屈だけでとにかく高くても出すのだということにはならないと思いますので、これははいよいよ今年度から精緻なものに精査していくということになろうかと思えます。

それから、実施設計自体は民間事業者、民間事業者というのは新しい会社ではなくて、いわゆるヴォーバンでもなくてというところに発注かけることになろうかと存じます。

それから、これまでのクラブヴォーバンに対する委託については随契で実施をしてきました。これについては、SDGsの未来都市計画を国に選定していただく段階においてもここと一緒にやらなければできませんということを書かせていただいて、ここをきちっと組み込んだ中で、我々はこれをやっていきますという計画を私どもが書いて、それを認定していただいた状況でございますから、一社随契でやらせていただいて十分に理屈は立つだろうというふうに考えているところでございます。

それから、あと活動経費の部分ということなのですが、今年度についてはまだ会社もでき上がっていないものですから、委託の中でいろいろ動くお金もある程度見られるということで見させていただくということでございますけれども、今後の活動経費の部分については、販売品の金額、それから今後の要するに売り買いの中での出てくるお金で賄ってまいるということでございますが、それでこの分の経費が入っていなかったということでございますが、例えばその給与だとか、それからマーケティング費用だとかということ、この中には入れていて、それを見させていただいているというつもりでございます。

それから、賃貸の管理経費も入っていないで売って終わりかというようなご指摘もあったかと思いますが、ちょっと回収してしまったので、申し訳ないのですが、お配りさせていただいた資料の中では、管理戸数の部分についての管理経費は頂くということで入れさせていただいているので、これらの部分については14年間の計画の中に組み込みをさせていただいているというつもりでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） すみません、最後のところなのですが、物件の管理費用は計上されているのですが、賃貸料というのがどこにも見当たらないというご質問でした。

それから、もう一つちょっと最後に繰り返しでお聞きしたいのが、先ほどの2番目の質問なのですけれども、町内の土木建築業者さんが自分の会社に対して発注を出す、もともとのという形が考えられると思うのですけれども、この場合に本当にコストが安くなるのか、その構造というか、お考えについて最後お聞かせください。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） やはり間違っ理解してました。すみません。管理費用は入っているのだけれども、賃貸料ということなのですけれども、一つの今の販売の手法として考えているのは管理会社といいますか、いわゆるSPCといわれる特別目的会社をつくって、一つの案ですけれども、そこが一旦物件を売って、それでそのものを貸し出すという考え方を一つしております、そこに至ると最初に売った物件は実際残るけれども、賃貸料についてはそこから管理費用を頂いて投資した方に戻ると。そんなような意味合いから家賃ということについては、この中には入っていないということでございます。

それから、町内の先ほどの委託というところが本当に安くなるのかということについては、今正確なこうですというものを申し上げられるところまでは正直至っておりません。ただ、一つには経済を地元で回すということも一つの大きな考え方でございますので、それを何とか実施したいと。それに当たって、地元でも競争力の働くような形ができれば一番都合がいいと思いますが、それは何とか肝に銘じて、ただただ地元だからといって高くてもいいということにはもちろんならないでしょうし、この会社が3分の1は少なくとも町が拒否権を持って参加するわけですから、それらの部分については、町の監査についても該当になるでしょうし、随時ご指摘、ご鞭撻、ご指導をいただきながら、やらせていただくことになるのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午後2時35分まで休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時33分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木議員。

○8番（高木直良君） 8番、高木です。14ページ、総務費、自治創生費で先ほども質問出ておりますけれども、まちづくり会社への出資金に関連して質問をさせていただきます。これが1項目。それから、後で2つの項目について別途質問させていただきます。

最初に、このまちづくり会社に対する出資金に関わる件でありますけれども、これは出資金を出すということは、当然まちづくり会社が設立されるということが前提条件であります。私自身が最初思いましたのは、この件に関して一つの議事になるのではないかというふうに考えましたが、いろいろ調べていただきましたけれども、議事としては必要ないということでした。

それで、まずこれに関連して幾つかございますけれども、まちづくり会社設立の根拠になる法律というものがもしあれば、それは何でしょうか。また、設立についての意思決定者は誰になって、いつ、どのような手続で意思決定をされるのかお尋ねいたします。

2番目に、まちづくり会社が設立されるということで、事業そのものは再三説明されておりますように、基本的には町として計画したニセコモデル地区、この構成、建設なり、それから管理運営というところにございますけれども、このまちづくり会社と町との間において、この内容とする事業契約というものが行われるのかどうかです。事業契約的な、例えば委託とか委任とかいう手続は必要なのか、必要でないのかをお聞きいたします。

それから、自治法によりますと4分の1以上出資であれば、町の監査委員の監査対象であると。そのほか包括外部監査とか個別外部監査については対象にならないようですけれども、それでよろしいかどうかです。

それから、こういった出資している団体に対する予算執行に関する長の調査権ということでありましてけれども、町が議会に対して毎年度経営状況等の説明の提出義務があるかないか、これについては自治法から見ますと2分の1以上出資の場合は義務があるということのようです。

それから、今言った調査権、町です。町というのは町長です。町長の調査権あるいは町長が議会に対する毎年度の経営状況の説明です。これの提出義務というのが2分の1以上の場合はあるけれども、今回の場合38%ですから文字どおり解釈するとその義務はないということになります。私は仮に法的に義務がないとしてもすべきだと思いますが、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。38%ではありますけれども、予定では町が筆頭株主ということになりますので、この筆頭株主の責務といいますか、というのは役割はどのようなものか教えていただきたいと思えます。

それから、3つ目は職員を派遣することになりますけれども、職員派遣の根拠法についてお尋ねいたします。また、職員の身分、それから給与の支給、これはどうされるのか、その根拠はどこにあるかお尋ねいたします。

今までの資料を見ますと土地公社が一部先行取得もすると。それは全部ではないようではありますが、トータル的には資料では当初から発表されている土地9.3ヘクタールというふうに明記されております。これを全て買い取るということなのですが、全体の計画は何度も言われておりますように第1工区、第2工区、第3工区、当初は第4工区まで想定しておりましたが、今現在は第3工区までというふうになっております。それで、資料によりますとこの3つの工区を予定している土地の面積、これは3.65ヘクタールです。あと、説明されておりますのが、この20年3月の資料によりますと3か所ほど将来開発ゾーンというふうに位置づけられている3か所、これは9.3から引き算しますと5.68ヘクタールになります。そのうち資料に明記されている中で一部は緑地と除排雪スペース兼用の用途ということで色塗りされている部分がございます。これは、今後の運営においてこういう緑地なり除排雪空間というのが必要だと思うのですが、残りの2つの将来開発予定とされている部分は、この先2工区、3工区についても今の経済状況から一定の判断を迫られると、継続するのかどうかです。という事態の中で、将来開発ゾーンといっても私はこれはもう事実上必要のないゾーンになるのではないかとこのように思っております。その意味で9.3ヘクタールを丸

ごと買い取るというのは時期早尚ではないのかというふうに思いますけれども、それについてのお考えを聞きたいと思います。

資料の中にあります土地の購入資金と運転資金を足して1億円程度の融資を町から受けると、これを初動の原資として回転させていくということですが、先ほど言いましたように9.3ヘクタール購入費用の予定価格は8,000万円となっておりますけれども、仮に私が考えますように将来開発ゾーンの2つの地域を不要であると考えれば、この8,000万円はもう少し安くなるのではないかと思います。いかがでしょうか。

それから、道路、水道、下水道等のインフラについては町が発注をするということですが、そのスペースとなる道路です。町道になるかと思えますけれども、ここにこの部分の土地についてはこれは会社から買い取るということになるのでしょうか。あるいは無償でその空間、土地を受け取るということを想定されているのかお尋ねいたします。

それから、次、頂いた資料の11ページに言葉としてよく分からないツール作成という言葉がございます。

それから、資料の13ページには会社は分かるのですけれども、組合という言葉が出てきます。組合が一定の役割を負うというふうに図式では書かれておりますけれども、この組合というのは一般的に言う例えばマンションなどの管理組合をイメージされているのか、あるいはまた別のものなのかご説明いただきたいと思えます。

それから、7番目ですが、先日頂いた資料をすぐ、私1日だけ預かって翌日返しましたけれども、定款の案を資料として頂きました。ざっと目を通してはいるのですけれども、今は手元にありませんので、もしかすると間違えがあるかもしれませんが、定款というのは私は会社として何をやるか、何を目標にするのかというところが一番の基本の部分だというふうに考えます。先ほど言った同じものですが、2020年3月の基本設計の業務委託報告書、この中に住宅の販売に際しては、①、町外の高齢者のモデル地区への住み替えを通じて町内において移住子育て世帯向けの賃貸、転売住宅が増加すること。今住んでいるところから、これから建てていく建物に住み替えていくということがうたわれております。

それから、②として近年の地価上昇に伴う民間住宅の家賃上昇を踏まえ、町内で働く若年就労者や子育てを担う世帯等の適切な住宅を確保すること。

3番目として、モデル地区において多様な年齢階層、所得を超えた混住を勧めることといった目的が書かれております。これは、私は非常に大事な今回のモデル地区の目的だというふうに、考えています。こういった政策目的に考慮した販売活動を行うということが92ページに書かれています。これは、定款に明記されるのでしょうか。それをお尋ねします。

先ほど同僚議員も頂いた資料の中で世界に誇るとか世界からも注目を集めるとか、そういったコンセプト的なことが書かれているのですけれども、私は一番大事な今申し上げたことやCO₂86%削減目標とか、そういうことがこの頂いた資料の中には表に出てきていないです。私はやはり今回のSDGsモデル地区と言って何回も説明を聞いてきたのはこのCO₂削減に寄与することと、それから先ほど言った住み替えの需要、つまりニセコから出ていかなくてもここで安心して最後高齢

者になっても住み続けられる町という位置づけが非常に大事だと思っておりますが、これらについて定款にうたわれるかどうかについて確認したいと思います。

それから、最後に資料には一番表のページに本決定していないものも多くあるということで取扱い注意になっておりますけれども、いつ、ではこの本決定の内容が定まるのか。そして、いつ会社が設立されるのか、そのための意思決定というのはいつ、誰がするのかということを改めてお聞きしたいと思います。これが出資金に関する質問です。

2つ目は、同じく総務費の先ほどちょっと関連ありますけれども、ニセコ医院に対する500万円の緊急支援、これがあります。私も賛成です。同時に地域の医療、ニセコ地域での医療計画を私がいろいろ見る限りは医療に特化した地域計画というものがニセコ町のいろいろな計画の中には明確になっていないというふうに思っています。その意味で緊急対策についてはもちろん必要なのですが、このニセコ町の中長期の地域医療計画の策定が必須ではないかと思っておりますので、それについてそういう計画があるか、あるいはそれをどう捉えているかお聞きしたいと思います。

それから、3点目であります。22ページ教育費、ここに寄宿舎の改修がうたわれて説明を受けました。ほぼ30年ぐらいたっているということでしょうけれども、この寄宿舎の建て替えということについてご検討はされているのかどうかお聞きします。

以上、3項目であります。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、まちづくり会社の関係からでございます。

まず、この新しい会社の設立根拠というところについてということでございますが、まずこれについては、いわゆる会社法でということで、株式会社ということでございますので、会社法でいうことを根拠としているということでございます。

それから、設立の意思決定者は誰かということなのですが、SDGsの文脈に載ってCO₂を削減し、そして経済も内部で回すというのは、そのためにこの会社をつくって一つのモデルとするという決定については町が行ったということでございます。

それから、この会社と事業契約を結ぶのかということについてでございますが、資本参加はするということでございますが、事業契約を結ぶということではございません。

それから、監査の対象というのは高木議員のご指摘のとおり監査対象とはなるということでございますが、2分の1以上を持っている関係観光協会であったり、きらっとであったり、土地開発公社というようなと同じように6月の議会で報告するという義務はございませんということです。ただ、それでよろしいのかということでございますけれども、筆頭株主として年に1度の、もちろんそれだけではありませんけれども、株主の総会ということも含めて内部の部分についてはきちっと目を光らせていくということになりますから、そのような今の自治法での決まりの中でやらせていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

それから、筆頭株主の役割ということですが、これは先ほどもちょっと申し上げさせていただきましたが、拒否権を発動できるということでございますので、会社が方向性が違うとか云々と、もしくはこんなことはないと思っておりますけれども、町にそぐわない方が取締役には選ばれるというような

提案があった場合も拒否できるということですから、逆に言うとそれらの公共に資するような方々を選ぶことができるというふうにも逆に言えるかと思いますが、そのような拒否権を持って筆頭株主としての役割を果たすということでございます。

それから、職員派遣の根拠という部分については、阿部課長から、ではそこはちょっと飛ばします。

土地開発公社が土地を買って云々ということでございますが、基本的には開発公社が全部まず買い取りまして、そしてそれを必要の都度新しい会社に譲渡するという形で実施をしてみたいと、そのように考えるところでございます。考えているところについては、その今回の事業については公共課題の解決のために土地の所有者、それから土地開発公社、新会社、ニセコ町がそれぞれの役割を担って事業を実施するという考えでございます。今回の事業では、まず土地所有者の要望があるため所有する土地の一括買取りを行うと。それから、かつもうこの基本設計の中でも将来に向けて将来の開発ゾーンとして位置づけをさせていただいているということなので、これについてはいずれにしろ一括購入をさせていただくという考え方でございます。

土地開発公社からは、土地の売却についてはまず第1工区を2020年度に購入をしている予定と。それから、第2工区以降新会社は第1工区の販売の状況等を見ながら段階的に土地開発公社から土地を購入し、随時開発を進めるという考え方でございます。これは、新会社のスタートリスクを最小限に抑えたいという考え方もございます。ただし、土地開発公社については事業の進捗状況を勘案して、住宅供給などの役割を新会社に託しつつ、その役割を終える状況になりましたら解散なども視野に整理について検討を継続してまいりたいと、そのような考え方で今進めているところというところでございます。

それから、購入費用ということについては、現状ではそのような考えで一括購入ということできさせていただきたいと考えておりますので、安くなるという考え方はございませんということでございます。

それから、道路、水道、下水道等のインフラの発注の工事という部分については、ある程度町が担うという考え方でございまして、買うか、借りるか、無償にするかということについては、第1工区については町が実施するというところで決まっております、第2、第3の部分については今年度の事業精査の中である程度明らかにさせていただきたいと考えます。いずれにしろその部分は町が管理していくという考え方で進めてまいりたいと考えております。

それから、以前お配りした資料の中で、分からないところがあって大変申し訳ありません。このツール作成のツールというのは、いわゆる今年度様々な営業活動ですとか、マーケティングを実施するに当たって本当に今までそこに投資してもいいよと言ってくださっていた方々が、いざ実際に会社ができて会社の看板をしょって営業に行ったときにどうなのかということも含めて、その方々にきちっと説明ができる、それから町の中の皆さんにももちろん説明ができるというようなことを目途にした例えばパスづくりでありますとか、それから各種の、すみません、分かりにくい資料ばかりであれだったのですけれども、分かりやすい資料ですとかパンフレットですとか、そういうことも含めたツールの作成という意味でございます。

ちなみに、ちょっと余計な話ですけれども、ビジュアル的なパースというのは一度つくったことあるのですが、やはりニセコ町のことでですからこれまでも町民講座、その他の中でいろいろなお意見が出まして、そのパースの今の現状も新しいものに今変わっているということなので、今年度についても変わる可能性はあるかなとは思いつつ、それでもやはり説明会は続けていかなければならないなとは思っています。

それから、もう一つ以前お配りした資料の中に組合というところで書いてあったところですが、これについては先ほどのご質問にもお答えしたときも同じところなのですが、SPCと、いわゆる特別目的会社ということで位置づけている、造る建物の売り方の一つの選択肢として考えておりますが、その特別目的会社としての位置づけで組合という形を書かせていただいています。いわゆる最近ではSPCというものでございます。資金調達、それから債券の発行、投資家への利益の配分などそれらの目的だけのために設立する、いわゆる会社という形、売り方の一つの手段と考えていただければよろしいかと存じます。

それから、定款の部分で大事なところ、これまでいろいろ説明してきた混住ですとかなんとか様々大事なところというところで、それもそのとおりでございまして、ただ定款そのものに細かく書くかどうかという部分でいくと、そこまで書き切るということでは、いわゆるその定款の部分ではないのかなと思っておりますけれども、その定款の中では住民参加の下による持続可能な町ということをもっと頭に掲げておりまして、皆様のご意見を常にやろうとすることをつまびらかにしながら実施していくということをやっておりますので、これでまず足りるかなと我々は思っておりますが、それからもう一つは町も一体となった会社として3分の1ですけれども、資本投資して一体となつてつくる会社ということでございますので、何度も繰り返して恐縮でございますが、拒否権も持ったような形での参加という形になりますから、今まで申し上げてきたことについて実施するということが常にそれは、監視するというより一緒にやるわけですから、町がもう入ってやるわけですから、それらのものについては実現していくということで考えております。定款については、基本的に多少変更をする可能性がありますけれども、このような形で実施したいと考えております。

それから、資料については本決定していないというようなことも書いてあるということでございました。7月の3日に今設立を予定をしておりますので、その段階ではいろんなものを明らかにさせていこうとはもちろん思いますけれども、同時に現状でこのような事業計画、数字の上でも立てさせていただいているのですが、先ほどもちょっと申し上げたところでございますけれども、コロナのことも含めて、それから別にご指摘あったようにあまりもうからない会社だなというご指摘もあったところでございますが、それらのものの精査を今年度ちゃんと会社の看板を背負って営業、マーケティングをきちっとした上で精緻なものにしてまいりたいと考えておりますので、形としては7月3日に立ち上がるということで今考えておりますけれども、それ以降も事業計画についてはつまびらかになるたびにお知らせ申し上げたいと考えているところでございます。

以上です。長くなりました。すみません。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） 土地の3番目の職員派遣の関係で、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、職員派遣の根拠でございますけれども、ニセコ町職員研修規定に基づきまして、今回の派遣については派遣研修という形で考えております。ですので、身分、給料については、身分については職員の身分のまま、給料についても町のほうで負担するというところで基本的には考えているところでございます。

付け加えて、これまでも観光協会ですとか昔はJAですとかにも職員派遣しているのですが、それもこの研修派遣という形を取っております。民間の今まで派遣で出ている職員については研修派遣で執行させるという形を取っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 前原課長。

○学校教育課長（前原功治君） 私のほうからニセコ高校の寄宿舎の件についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、もう30年経過ということで老朽化しているというのは、そのとおりだと思います。我々のほうも今思っているのは、その老朽化もそうなのですが、やはり30年という中で使い方がいいますか、子どもたちも社会も学校の先生たちも含めてやっぱり世の中変わっている中で、当時の設計思想のままですることができるのかというところがありまして、そうはいつても来年のもう受験に向けての対応も必要ということで今回男女のところを間仕切るスペースをもうけさせてもらうというようなことで予算をつけさせていただいております。ですので、今短期的な部分でちょっとそういう取組をしている一方で、根本的な部分をやはりきちっと改善をしていかなければいけないというところでは、その建て替えということも一つの選択肢ということで今検討を平行して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 地域医療の給付金の件についてお答えいたします。

現在町のほうで所有している医療機関はございませんので、医療計画なるものは存在しておりません。町の地域医療を守るという観点では、例えば総合計画などに盛り込むなどの検討は必要に応じて今後していく必要があるのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 出資金に関連して再度ご質問いたします。

1番目に聞いているのは、事業の決定、事業内容を決めてきたのももちろん行政でありますけれども、私がお聞きしたいのは会社の設立について町として何らかの決裁、決定というのがあるのかなのかということです。事業が今まで当然町として進めてきたのは当たり前のことなわけですけれども、

ども、会社設立についての意思決定というのは町がするものなのか、しないものなのかということです。

それから、先ほど土地公社先行取得は一括9.3ヘクタール、8,000万円予定ということなのですが、私がお聞きしたいのは将来開発ゾーンですよね。これ今の時点で引き続き開発が今の第3工区まで仮に終わって、その後もやるというふうに私は考えられないのです。しかも、土地公社が買うにしても貸付け、どちらにしても町が1億円まず貸すということになりますけれども、その金額に反映しているわけですから、開発ゾーンの面積というのは非常に大事な要素です。私は、繰り返しになりますけれども、将来開発ゾーンの2つは排雪部分は別として必要ないのではないかと、そのことについてお答えがないというか、一括で買うのですというだけなのですから、本当にそれでいいのかどうか、ぜひ見直しをしていただきたいというふうに考えておりますが、改めてお聞きいたします。

それから、定款部分はあまり詳細にはということなのですが、私はこの会社自身の存在意義というか、これは今までも何度も言われているように町としての政策課題をCO₂の削減なり、あるいは住み続けられる、持続可能というのは生活の持続可能というふうに私は捉えておりますので、その大事な場所になるという意味でありますから、これを外すことはできないし、繰り返し明らかにしていくというのが会社としても定款の中で必要だというふうに思います。

それから、組合についてSPCだということなので、それは初めて聞いた概念なのです。新会社そのものが何で、さらにまたSPCが必要なのかというのはちょっと分かりにくいのです。管理組合という意味なら分かるのですけれども、これはどういうことになるのでしょうか。SPCがどうして必要なのか、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、設立の決定は町はするのかということですが、町としての設立に投資するという事は町としての決定をさせていただいて今回の議会を迎えているということですが、なので、町としての設立決定はするという事、設立決定というか、設立に参加するという事の決定はするという事でございます。

ちょっと分かりづらいようで、すみません。会社の設立自体は会社が決定すると、もちろんいうことですが、その会社に参画し、それから投資をし、3分の1を持つということの内部的な決定はもちろん町がするという事でございます。

それから、将来開発ゾーンという部分については必要ないのではないかとということなのですが、14年間の計画の中で相当堅く堅く見積もっているというのは何度も申し上げているところでございまして、将来開発ゾーンというのがこの14年のスタートの中で様々また出てくる可能性はあるなどというふうには考えておりますので、これは私どもとしては最終的には手に入れたいという考え方でございます。

それから、定款の中にCO₂とか云々というところの一番大事なところが入っていないではないかという部分なのでございますが、その部分についてはもうちょっと時間ありますので、少し検討させていただきたいと思います。

それから、SPCの関係ということは、これは販売の一つの手法ということで特別目的会社をつくると、調達や債券の発行、投資家への利回りの配分などの目的だけのためにつくる会社ということなので、あくまでも投資をいかに受けるかとかいうところをこのSPCという方法論を使ってやることによってスムーズにやれるという考え方の中でこういう方法も一つ取ると。まちづくり会社がなくなるということではもちろんありませんで、この一つの考え方が出てきた理由としては、これから賃貸したり販売したりする建物についても個別に売り買いして、どなたがか買っても誰かに売って、次またどなたかに売ってみたいなことで結局目的としている部分がなかなか達成できなくてというようにならないように、ある程度の投資いただくにあたっては縛りのある、そういうルールの上に販売をしたいと考えていることがあるものですから、それらのものを整理したり、調整したりするという形の中でSPCという形を組み込むのが一つの方法としてよろしいのではないかと、現在そういう考え方に至っているということで、このような方法も検討の一つに入れていただいているということでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先ほどご質問の中で土地の関係がありましたけれども、使わない土地も出るのではないかとというようなお話かというふうに思います。

町政執行方針の中でも公共用地の確保ということを入れさせていただいておりますけれども、例えばニセコ町役場、この庁舎を建てる時昭和41年に完成しましたけれども、実は町の中に相当多くの土地を持っていました。しかし、この用地の資金を確保するためにほとんどの土地を売ってしまった、その結果公営住宅もなかなか造れないとか、公園もなかなか用地がないとかいうことで、ここ10年間で有島地区の記念館の横の森も買いましたし、記念館に行く右側の河川の側、もともと有島農場があったところでは、そこも買収させていただきました。やっぱりある程度公共用地を確保していく、それから今後森もそうですけれども、緑の緑地も確保していく、それは町にとって必要なことではないかと思っております、今回9ヘクタールの土地については要らない土地はないのではないかと、あそこにはカシュンベツという大変きれいな川も流れております。そういった面で町が一定程度住民の意向の場を含めて公共用地をこれから確保していく、もう全てを民間の皆さんの自由売買に任すのではなくて、そういったことも積極的にやるべきだということでありまして、もし使わなければ、町のほうで買い取るということで進めたいというふうに考えております。

それと、まちづくり会社につきましては、今これまでご説明したとおり、一つのものとして形で進んでいきますけれども、例えばこれまで下川町、早くにまちづくり公社というのをつくっていま

して、これまでのように行政が役場として総合行政で何でもやる時代はもう終わったと。やっぱりもう一つ別な手法で町の担う場所が必要だということで動いております。例えば公営住宅、うちは400戸ありますけれども、このくらいのところでも全てそういったまちづくり公社みたいなところとか、あるいは株式会社が受けて戦略的にやられている町もいっぱいあります。そういう面では、これからこれが一つのきっかけとしてここが電力の担い手になったり、様々な可能性があるのではないか、その踏み台の一つとしてこのものに挑戦をしたいということで今回出資金のお願いをしております。これは遠い将来のことですけれども、そういった将来の自治の在り方、それから町は誰が運営担っていくのかということも見える化をしたい、そういった面の大きな町政の一つということであります。

また、本州においてはオガールって今は相当視察がたくさん来て、いろんな行政から離れたところで動いているところもありまして、こういったこともやっぱり新たな挑戦をするから次のまちづくりに進んでいくということでありますので、そういったものの一つのきっかけづくりというふうと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 最後の町長のお話については、私はだから会社を立ち上げて事業を進めようということに反対しているわけではなくて、それに関連して手続の問題、それから土地の問題などをお聞きしました。それで、手続の問題で例えば今回の出資について補正予算が出ている。だから、これはもちろん町の意味です。だけれども、実際にこれこれの金額をそう予定している会社に出資をするという公文書の決裁です。そういう文書というのが残るのか、残らないのかということなのです。これももう載せたから、これはもう意思が示されているから別の文書というのではないと。あるいは決裁した何か別の文書は作らなくてもいいというお考えなのか、それは別に7月3日前に決裁をして町に文書として残るのか、残らないのかということをお聞きしているわけです。

それから、町有地を拡大していくといいますか、それ一般的な基本方針で緑を守ろうとか、それはよろしいと思うのですが、今回のSDGsのモデル地区として9.3ヘクタールを予定していて、位置づけはあくまでもこの報告書によれば将来開発ゾーンと将来開発なのです。緑として存続するとかいう位置づけではないのです。ですから、開発はもうないだろうというのが私の意見なので、それはちょっとすれ違っていると思うのですが、いかがでしょうか。

それから、ちょっと道路のインフラのスペースの件です。もちろん道路や下水、水道を管理するのは町になるでしょう。それは分かりますけれども、そこの空間です。土地、これは無償で受けるのか、有償で買うのかということをお尋ねしたわけで、ちょっとはっきりしない回答だったなと思いますので、改めてお聞きいたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） すみません、意味をちゃんと理解しました。失礼しました。

公文書は残します。いずれにしろ要するに将来にわたってこういう判断をして、ここでこの議会に出すと、出してよろしいかということも含めてある程度将来何でこういうふうになったのかということが分かるようなという意味での公文書としては決裁を残します。そういう形にさせていただきたいと思います。

それから、将来開発ゾーンというのは、開発というのは別にビル建てるばかりがということではなくて、小川が云々ということのビオトープを活用してということでもそうでしょうし、緑として残すという意味合いも含めて開発ゾーンという言い方をさせていただいているというところがございます。

それから、無償、有償については、第1工区についてはまず町が取得をして道路を造ると。それから、第2工区、第3工区については一旦土地開発公社、それから新しい会社が手に入れるという形になろうかと思いますが、第2、第3工区の道路の部分についての有償か無償かという辺りについてはなお検討させていただくということになろうかと思いますが。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 2番、木下です。14ページ、やはりこの出資金に関してなのですが、基本的に僕もこれは積極的にやっていくべきだというふうに思っている立場で1点ちょっと質問させていただきます。

先ほどから山本課長のほうから拒否権の話が出ていると思うのですが、今回38%の出資をするということが議決権ありの株式ということですので、要は38%議決権ということになると思うのですが、会社法ですと決議には特別決議と普通決議があるかと思いますが、3分の1以上の拒否権を持てるのは特別決議であって、例えば取締役の選任だとかというものなどの拒否権を持てるのは50%以上を持っていないとできないはずなのです。ちょっとそこら辺が心配なので、そこら辺のちゃんとどういったところに拒否権を持てるのかということとちゃんと把握した上で進むべきではないかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） ちょっとその辺のところは失礼しました。再度きちっと把握した上で申し上げたいと思います。3分の1の拒否権を持つところについては変わらないのですが、取締役の選任云々という部分についてはちょっと私の知識の不足するところかと思いますが、そこはちゃんと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第21号

○議長(猪狩一郎君) 日程第17、議案第21号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第21号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第18、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第19 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第19、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。産業建設常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時22分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（猪狩一郎君） 先ほど木下裕三議員から意見案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

意見案第2号について日程に追加し、追加日程第20として議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第20 意見案第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第20、意見案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました陳情第2号の意見書です。私木下が提出者となり、高木議員、浜本議員、青羽議員、高瀬議員が賛成者となって、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明に代えさせていただきます。

意見案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書。

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効により、農畜産物の国境措置が脆弱化し、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれている。近年では、頻繁する自然災害の影響や新型コロナウイルス感染症など様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に不測時における医、食をはじめとした生活物資不足への対応が課題となっている。こうした中、地域においては人、物、情報などが滞っており、経済不安の解消など、今後の地域再生に向けた取組が急務となっている。

一方、政府が今年3月に新たに策定した今後10年間の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の推進に当たっては、食料自給率の向上、食料安全保障を確立し、地域社会の維持、存続を求める地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪として実効性のある具体的な施策が求められている。

よって、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて都市部と同等と医療、福祉、教育、雇用、情報通信などについての十分な施策支援を講じることなどを求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第2号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和2年第5回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 榊 原 龍 弥 (自 署)

署 名 議 員 齊 藤 うめ子 (自 署)